

平成29年第2回定例会
新冠町議会会議録
第2日（平成29年6月23日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第25号	平成29年度新冠町一般会計補正予算
日程第 4	議案第26号	平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 5	議案第27号	平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
日程第 6	議案第28号	平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正 予算
日程第 7	議案第29号	平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 8	議案第30号	平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正 予算
日程第 9	議案第31号	平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算
日程第10		議員派遣の件
日程第11	発議第 2号	平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の 提出について
日程第12	発議第 3号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、 教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子ども の貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向け た意見書の提出について
日程第13	発議第 4号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第14	会議案第5号	閉会中の継続調査について
日程第15	会議案第6号	閉会中の継続調査について
追加日程第1	議案第32号	平成29年度新冠町一般会計補正予算

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副 町 長	中村 義弘 君
教 育 長	山本 政嗣 君
会 計 管 理 者	堤 秀文 君
総 務 課 長	坂本 隆二 君
町 民 生 活 課 長	坂東 桂治 君
税 務 課 長	佐藤 正秀 君
保 健 福 祉 課 長	鷹 賢 寧 君
建 設 水 道 課 長	関口 英一 君
産 業 課 長	島田 和義 君
企 画 課 長	原田 和人 君
教育委員会管理課長	工藤 匡 君
教育委員会社会教育課長	湊 昌行 君
診 療 所 事 務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム所長	山谷 貴 君
総務課総括主幹	新宮 信幸 君
保健福祉課総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課総括主幹	竹内 修 君
建設水道課総括主幹	本間 浩之 君
産業課総括主幹	三宅 範正 君
教育委員会社会教育課総括主幹	谷藤 聡 君
農業委員会事務局局長	田村 一晃 君
税務課総括主幹	今村 力 君
企画課総括主幹	佐々木 京 君
代表監査委員	岬 長敏 君

◎議会事務局

議会事務局長

議会事務局副主幹

佐渡健能君

浜口雅史君

(開会 10時00分)

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成29年第2回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番 武藤勝罔 議員、4番 長浜謙太郎 議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（芳住革二君） 日程第2 一般質問 を行います。通告の順序に従い、発言願います。氏家 良美 議員の「生鮮食料品等の買い物対策について」の発言を許可いたします。氏家 良美議員。

○6番（氏家良美君） 6番氏家です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、生鮮食料品等の買い物対策について質問いたします。3月の定例会において、買い物弱者対策について質問いたしましたが、改めて鳴海町長のお考えをお聞きしたいと思います。当町への民間ストアーのトップセールスによる誘致は、鳴海町長の重要視している政策であると認識しておりますし、先般の選挙でもこのことについて期待して投票した町民も多かったかと思えます。その多くの声に対し、先の臨時会での所信表明において、まずは民間ストアーの誘致を目指すということでもありますので、スピード感を持って進めることと思えますし、それが望まれていることと思えます。就任してまだ2カ月程ということで、具体的な動きがないということも理解はしておりますが、誘致するにあたって町長の考え方が早い段階で明らかになれば、新冠町での出店の検討を始める事業者も出て来るのではないかと考えますので、次の3点について伺います。1点目。具体的にいつまでにどの程度の規模のスーパーをどこに誘致するつもりなのか。2点目。農協ストアーが撤退したのは経営状況の悪化が要因と想像します。次に誘致する店舗も採算を考えた場合、出店が早期にはかなわないことも考慮する必要があると思えますが、その際の町としての対応はどう考えているのか。3点目。所信表明にありました大手スーパーの移動店舗の導入、買い物ツアーの仕組み作りとは、スーパー誘致が難しいと判断した時に代替政策として実施するものなのか、それともスーパー誘致と同時進行で進めていくものなのか。また、

それは具体的にどのようなものを想像しているのか。以上3点、町長の見解を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員の生鮮食料品等の買い物対策について、お答えいたします。ご質問のありました1点目につきましては、ご承知のとおり農協ストアーの閉店によって、一定の量、種類の生鮮食品等を取り扱う店舗が町内から姿を消し、近隣町へ出向くことが出来ない高齢者など交通弱者、買い物弱者を中心に不便を感じている方がいますことから、町民が生鮮食品や、日用品を自ら見て選び買うことができる環境を早期に構築すべきと考えております。その一つとして、民間ストアー等に誘致をはじめ、大手スーパーによる車両での移動店舗の導入や、隣接町の大型店と連携した買い物ツアーの仕組み作り、あるいは物産館新冠市場の展開など色々なシステムが考えられますが、ご質問の時期、規模、場所につきましては、今後十分な協議が必要と思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。次に、2点目のご質問について、誘致が早期に進まなかった場合の町の対応につきましては、状況を見ながら対応を協議、検討してまいります。次に、3点目につきましては、1点目でも申し上げましたが、色々な方策が考えられますので町民ニーズに合ったシステムの検討を進めてまいります。以上です。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） スーパーの誘致は困難な課題だと認識しています。スーパーの誘致をトップセールスによって進めることは良いと思いますが、どのように誘致を進めるのかという情報の公開をし、同時に他の対策も講じながら、時代に合った今の新冠町、そして未来の町民にとって必要な対策を考えることが大切であると思います。この問題に対して、町民の最も関心のある問題であると考えますので、私自身も今後特別な関心を持って取り組み、提案をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。私も目指すところは議員と同じと思っておりますので、先にも申し上げましたとおり、今後十分な協議、検討をして動きがあり次第皆様にご報告と相談を申し上げたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）引き続き、開かれた行政についての発言を許可いたします。氏家議員。

○6番（氏家良美君） 引き続き議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い開かれた行政について質問いたします。町長は、所信表明において町民との対話を大切にする行政として、町政懇談会の実施、町民会議等の設置、役場が取り組んでいる政策や取り組みもうとしている政策の過程、現状など全ての情報を公開し開かれた行政を実現するとあり、また、町議会との関係についても言及されております。町民との対話は大切なことであり、町民の声なしに町政を進めることはありえません。しかし、町政を進めて行く上

で、100パーセントの町民が賛成する政策ばかりではなく、町民を二分するような政策もあるかもしれません。そんな中でも、将来の新冠のために進まなければいけない政策も出て来るかとは思いますが、町民に理解を得るためにも早い段階での情報公開は必要であると私も思います。今までの行政の進め方においても、情報公開については慎重に行われ情報を隠すことなく、公開してきていることと思いますが、鳴海町長の開かれた行政というものは具体的にどういうことであるのかについて5点伺います。1点目。今までも、要請があれば町政懇談会を開いていましたが、今までの町政懇談会との違いはあるのでしょうか。2点目。町民会議の設置とありますが、常設の機関にするのでしょうか。また、その構成員というのはどのような方々をイメージしているのでしょうか。3点目。早い段階での情報公開は必要ですが、取り組もうとしている政策に相手方がいて、その相手方に情報公開を制限してほしいというものがあつた場合の対応はどうするのでしょうか。4点目。役場としての態度、方針を決め町議会に諮って最終決定をするとありますが、これまでとの議会との関わりとの違いはあるのでしょうか。5点目。情報発信の手段として、新冠町はホームページを持っていますが、現在はSNSが非常に発達しており新冠町もフェイスブックでの町の話題等の情報を公開していると認識しておりますが、新冠町が管理しているSNSはいくつあるのでしょうか。また、新たに取り組もうとしている情報公開の方法があればお伺いしたいと思います。以上5点、町長のご見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家 良美 議員の開かれた行政について、お答えいたします。ご質問にありました1点目につきましては、以前、町政懇談会の開催を続けて来た経過がありますが、自治会において参加人数の減少などもあり、開催方法を再検討すべきとの意見もあつたことから平成22年に全面的に見直し、まちづくりミーティングに移行し町が主催ではなく、自治会が主催する場所に出向くこと。通年事業として、新年会や親睦事業に合わせ実施できるようにしたところがございます。まちづくりミーティングの開催実績といたしましては、22年度は28自治会、332人の参加で前年の町政懇談会より参加者が倍増いたしました。年々開催する自治会が少なくなり、昨年は7自治会、参加者は100人をきる状態となっております。こういった経過もありますが、住民目線に立ったまちづくりを進めるため、町民との対話や町民の生の声を聞く機会は重要と考えておりますので、どのような形態で実施するか開催時期等について協議、検討を進めてまいります。次に2点目、町民会議等の設置については、町のあるべき姿の5年、10年先を見据えたまちづくり、まちおこし事業のための町民組織の設置に取り組んでまいります。組織のあり方、構成員につきましては今後十分な検討をしてまいります。次に、3点目につきましては、政策の違いによって相手方の情報に関わる部分の範囲も異なることとなりますが、支障ない部分や公開しなければならない事項については公にしていけますが、公開することによって、支障がある部分につきましては相手方に配慮をしながら、慎重な対応に努め

てまいります。次に、4点目につきましては、町政が抱える課題や、今後のまちづくり政策を進めるにあたりまして、これまでも町民生活の充実を図るため役場内部での検討をはじめ、関係機関、有識者の意見をいただきながら十分な検討、協議を図り、さらに議会とも協議、相談に努めているところでございます。今後におきましても、住民目線に立った町政を推進するため町が進めようとしている政策や、取り組んでいる政策につきましてより一層の情報提供や、情報の共有化に努めてまいります。次に、5点目につきましては、町の取り組みやイベント情報等の地域情報の発信を迅速に行うため、平成28年11月からフェイスブックを導入しており、発信情報としては町民に役立つ情報を基本とし、イベント、行事予定、特産品等町の魅力、災害緊急情報等としております。フェイスブックは文字数に制限がなく、写真の掲載もできること、拡散性に優れていることなどから、様々なソーシャルメディアの形成がある中、情報提供ツールとして自治体関係で多く取り入れられており、現時点では有効な手段と考えております。なお、今後におきまして進化が著しい分野でございますので、時代にマッチし、より効果的な情報発信の方法がでてきた場合に導入の検討を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） 行政に関わる情報の公開は当然大切であります。町民との対話というのは、ただ情報を出せばいいというものではなく、いかに密接なコミュニケーションをとれるかということも大切ではないかと思えます。町民にとって行政が身近に感じられるような情報公開、お知らせをしていくことで、町民との対話もできるのではないかと思えます。先日、診療所の出張医の紹介したものが配布されていまして。それは堅苦しいものではなく、親近感を覚える良いものでありました。初めて診療所に行った時に、全くの初対面ではあっても、きっと安心して診療を受けられるきっかけになるものであると感じました。鳴海町長も、町民に身近に感じてもらうことによって対話がスムーズに進むと考えます。そこで提案があります。鳴海町長のフェイスブックのページがあり、先日私も友達申請していただいたのですが、私が拝見した時は初登庁のところで更新が止まっていたと思えます。鳴海町長が今考えていることや、町長の人となりが見えるようなほっこりとした記事があると町長を身近に感じ、スムーズな対話のきっかけになると思えますので、頻繁には言いませんが、町長のフェイスブックの活用をぜひお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家議員ご指摘のとおり、公私の多忙さから5月1日以降更新してございません。ただいまお話がありましたように、自身のフェイスブックの活用が自分の考え方や、町政の動きなどの様々な対話のきっかけとなることを考えますと、現在あるホームページを含め何らかの方法により情報を発信できるよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、氏家議員の一般

質問を終わります。次に、長浜 謙太郎 議員のこれからの診療所体制についての発言を許可いたします。長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） 4番長浜です。議長より、発言の許可をいただきましたので通告に従いまして、これからの診療所体制について一般質問させていただきます。町長は所信表明において、一番最初に国保診療所の有床化と健康増進についてを掲げ、国保診療所の入院病床の再開と、町民の健康増進について触れられており町民の不満や、不安を早急に解消するため病床再開の実現に向け、積極的に取り組むと述べられました。就任約2カ月、また、相手のある事柄もありますので、まだまだこれから本格的な動きが具体化して見えてくるのかと思います。早急にと言いながらも、慎重にことを進めるべき重要案件であり、任期中に有床化を実現させるにあたり一定の期限を決めて取り組むべきとも考えます。そこで、これからの診療所体制について4点にわたりお伺いいたします。1 負担金の発生している医療連携は早急に見直すのか。それとも、現状を維持しながら有床化を模索し、見通しが立てばいずれ解消となるのか。2 再び有床化となった場合、財政的負担は大きく申し掛かると思うが、財源確保の目途及び各種政策、特に将来に渡って影響は出ないのか。3 医師を含めスタッフの確保には多くの困難を極めると思うが、現状どのように取り組みを進めておられるのか。4 これらを解決し、有床化に至るまでの具体的なスケジュールは。以上につきまして、見解を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜 謙太郎 議員の、これからの診療所体制についてお答えいたします。私の選挙公約の大きな柱でありました診療所の入院病床の再開については、様々な課題が山積しており大変難しい問題であること、場合によってはそれ相応の時間を要することも十分に認識しております。しかしながら、多くの町民の皆様方から、入院病床の再開を熱望する声に応えるためにも慎重かつ十分な協議検討を重ね、私の強い信念と実行力をもってこの悲願の実現に向けて最大限の努力をする考えを持っていることを、まずお伝えいたします。1点目の医療連携負担金についてでございますが、新ひだか町と新冠町の町単位での大きな約束事を見直すためには、当然に十分な説明と協議、そして時間が必要となりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。次に、2点目の有床化実現後の財政的負担についてでございますが、この問題は医師等を含む医療従事者の確保に匹敵するとても大きな課題であります。5年から10年後の診療所の在り方や、将来の町財政に与える影響等も見据えながらの大変難しい検証となりますが、入院病床再開による入院患者数に基づく僻地運営交付金等、各種財源の目途もしっかり検証し町財政の負担を出来る限り小さくする努力をしまいたいと存じます。次に、3点目の医師や看護師等の確保に関する質問ですが、特に過疎地域において難しさが増すとされておりまず医師の確保につきましては、様々な人的ネットワークの活用、自治体病院協議会及び北海道医療振興財団の公募制度の活用、民間医師募集サイトへの登録、そして道内各地に向きながらの医師派遣要請を積極的に行うよう診療所所長に指示しており、幅広い確保対

策を行いつつ私自ら面談等にも出向き医師の確保に努めたいと考えております。また、看護師等の確保につきましても、医師の採用目途が見込まれた段階で募集を進めては遅いことも考えられますが、拙速な行動により失敗のできない大変難しい医療業界全体的な看護師の採用の問題でありますので、十分熟慮をしながら公募時期を判断したいと考えております。次に、4点目の有床化の実現に向けたスケジュールについてであります。医療スタッフの確保に努めながら私の目指すべき診療所の在り方を、具体的に診療所スタッフにその実現に向け医師や医療従事者と協議、検討を重ねながら現場とともに取り進めてまいりたいと考えております。地域と一体となった、町民のための医療を提供する診療所とするためにも、まず診療所スタッフと私が心を通じ合える関係になることは、必要不可欠と考えております。そして、病床の再開のため環境の整備に全身全霊で取り組む所存でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） ありがとうございます。動向を見極め、なるべく早い段階での新冠町としての明確な医療方針を打ち出し、周知徹底が図られることを望みます。新ひだか町との医療連携協定については、前例のない異例の事だったかもしれませんが、逆を言えば他に先駆けたモデルケースとして新たな地域医療の在り方を見出すことになりうる可能性も秘めていると感じます。現実路線として、役割や機能を分担し連携の樹立を図りながら、負担金も含め医療連携の在り方を見直し利用者目線に立ったサービスの向上、ハード面よりソフト面の強化を目指すことが最善かと思っております。先に示された公共施設等管理計画に基づきますと、平成31年度には老朽化されている診療所の改築が予定されており、そのタイミングに合わせての判断が迫られるかとも思いますが、これらの状況を踏まえた上で改めて有床化実現に向けての展望、熱意をお聞かせいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。政策の実現にあたりましては、即座に出来るもの、短期間の時間を要するもの、長期にわたり時間を要するものがあると考えてございます。即座に出来るものにつきましては、次期定例会に向けて議員の皆様と協議させていただきたいと考えておりますが、時間を要する公約につきましては、相手があることが多く相手方の理解、また、体制作りの必要性を考えますと任期の中でできるだけ早く政策の実現に向け議会及び町民の皆様にご報告とご相談を申し上げ、政策実現に向け行動したいと考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、長浜議員の一般質問を終わります。次に、荒木 正光 議員の寄贈レコード100万枚達成を契機とした今後のレ・コード館の運営等についての発言を許可いたします。荒木議員。

○5番（荒木正光君） 議長さんの発言の許可をいただきましたので、私は寄贈レコード100万枚達成を契機とした今後のレ・コード館の運営等について、3点について質問を

させていただきます。平成3年に100万枚のアナログレコードの収集を「思い出と共に預かります」と全国に呼び掛けたことから始まった、新冠町「レ・コード&音楽によるまちづくり」事業であります。それぞれに夢や大切な思い出を一杯に詰め込んだレコードが全国各地から新冠町に寄せられ、レコード達にとっても、かけがえの無いやすらぎのふるさととなっていることと思います。平成9年6月8日に、20世紀の音楽文化を伝える【新冠町聴体験文化交流館】愛称レ・コード館でございますが、本年開館20年という記念すべき節目の年に、目標であった100万枚に達したことは大変喜ばしいことであり、6月8日に開催されました「寄贈レコード100万枚達成セレモニー」にも参加をさせていただき、建設当時から愛着をもって携わってきた一人として感無量でございました。この100万枚の中には、クラシック音楽の評論家である横溝亮一さんから「さよなら、私の愛聴盤 アナログ音楽にこそ真実があった」と一筆添えて数千枚もの貴重なレコードが寄贈されましたし、ジャズ評論家の油井正一さんからは、秘蔵のコレクション8500枚のほか、全国各地から多くのレコードと一緒に思い出の寄せ書きとともに送られて来たことは、今でも思い出すところでございます。私は、現町長とともに平成7年の建設課時代にレ・コード館の建設に携わり、平成18年から退職までの5年間社会教育課職員とし勤務させていただき、在任中の平成19年にはレ・コード館開館10周年記念事業の開催、また本年の開館20周年という節目節目でこのような立場で携わることができたことに、感慨もひとしおでございます。当時は、古いレコードを集めて何するのだと揶揄する人や、約25億円も投じたレ・コード館の建設事業に多くの町民が反対していたことも承知をしている一人でございます。しかし、今となっては、町のシンボルとして、町民の芸術文化を育む人づくり・まちづくりの拠点施設として、町民は勿論、日本国内に誇れる施設となっておりますし、収集したレコードは世界遺産にも匹敵する顕著な普遍的価値があるものと思っております。そこで1点目ですが、現在も収集したレコードを活用し、レコードコンサートや社会教育団体等の講座等で活用されておりますが、今後集まった100万枚のレコードをどのように利活用していくのか。2点目です。約半分しかデータベース化が完了していない現状をどのように捉え、今後どのように取り進めていくのか。3点目ですが、レ・コード館という施設は町民は勿論、多くの方々が存在を認識していると思いますが、レ・コード＝「RE・CORD」と言うユニークな造語をどれだけの人が解釈して理解しているのでしょうか。心の回復、心の再生、大切なものに帰る心など、第5次の新冠町総合計画も、第4次に引き続き「レ・コード」をまちづくりの原点として位置付け、あらゆる施策の根底には「レ・コード」の持つ意味や精神が反映されています。1枚1枚のレコードを大切に作る気持ちを建物の隅々まで反映させようと、建物全体をレコードとプレーヤーに見立てたレ・コード館でございます。また、役場庁舎横のレ・コードパークもトーンアームやカートリッジに見立て、町全体がプレーヤーになっていること。このことは、町長も建設に携わり十分理解されていることと思います。しかし、町民や町に訪れた人達は、レ・コードの意義やコンセプトをどのように理解をしているのか疑問を抱いている一人で

ございます。本定例会の教育長の行政報告にもありました、町民憲章に定められ5項目の精神同様、今一度、今後も多くの人々に愛され、町民の財産であるレ・コード館と、レ・コードという意義やコンセプトをこの契機に再認識し、見つめ直す良い機会として捉えるべきだと思いますがいかがでしょうか。以上3点について所見をお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 荒木議員からのご質問にお答えさせていただきます。レ・コード館は、平成9年に開館以来100万枚を目標といたしまして、アナログレコードの寄贈を全国に呼び掛け、本年目標である100万枚を達成することができまして、ご存知のように6月8日をもって寄贈レコードの受付は一区切りとさせていただいたところでございます。当館は、レコードの収蔵施設といたしまして、また、思い出や癒し、人の心を大切にするというまちづくりコンセプトの象徴といたしまして、更には様々な文化活動の拠点として多くの町民の皆さんにご利用いただいておりますとともに、展望塔のその存在によりまして町内外の方々に対して、町の中心を示すシンボルとしても大きな役割を果たしてきたものと考えております。開館から20年で達成いたしました全国4182の団体、個人の方々のたくさんの思いが詰まった100万枚のレコードと、町に根付いた音楽文化は新冠町の誇りでありまして、私は今一度まちづくりの理念でもあるレコード、レはご質問にありましており「RE」の頭文字からなるリターン、還る、リメンバー、思い出、リラックス、くつろぎ、リフレッシュ、回復などの言葉と、コードはラテン語で心を意味し、人の心を大切にするという意味を改めて再認識をいたしまして、そういった館運営に心がけてまいるとともに、まちづくりやひとづくりに貢献する社会教育事業を展開してまいりたいと、まずもって考えております。そこで、まずご質問の1点目でございます、収集したレコードの今後の活用についてのご質問でございます。100万枚のレコードは町民の皆さんの誇りであるとともに多くの方々の思い出が詰まった貴重な音楽遺産でございます。このレコードの活用といたしましてはやはり聴かせること、見せることが中心となる訳でございますが、特に専用の視聴ホールを備えたレ・コード館におきましては、聴いていただくことを重視した活用と併せて、懐かしいレコードを見させていただく工夫もしてまいらなければならないというふうに考えているところでございます。また、町内外でレコードを活用しました出張コンサート、あるいは各種音楽事業についても工夫をしながら、継続して実施をしてまいりたいつもりをしております。次に、2点目の今後のレコードのデータベース化の方向性についてのご質問でございます。本年5月末の収蔵レコードのデータベースの実績数でございますが41万9042枚、およそ242万曲が蓄積されておきまして、現在これを活用しまして来館者のリクエストあるいは検索要望にお応えしている状況でございます。このレコードの保存、それから寄贈者ごとのデータベース化という業務は、収蔵レコードの資料価値を高めるとともに、当町がこれまで発信してきた事業の責務であるというふうに捉えておきまして、時間をかけても継続して完結するまで取り組んでいかなければならないというふうに考えております。今後は、そのデータベース化の加速化が課

題となってまいる訳であります。次に、3点目のこの節目を契機にレ・コード館やレ・コードの語源の意義を再認識するべき良い機会として捉えるべきとしたご質問でございます。レ・コード館は教育委員会が管理運営を所管する施設といたしまして、多様な町民活動あるいは行事の会場として一定の役割を果たしておりまして、特に音楽を中心とする文化、芸術あるいは趣味活動の分野では、レ・コード館の存在自体が町民の皆さんの活動の幅を大きく広げてきたものと考えております。また、社会教育事業ではまちづくりやひとづくりに当町の特徴的な音楽芸術事業を取り入れるなど、レ・コードの精神を意識した事業展開にこれまで努めてきたところでございます。昨年12月、所管委員会に教育委員会としての今後の館運営の在り方に関する考え方についてご報告を申し上げ、今年度さらにまちづくりあるいは観光の視点を踏まえた中で、町の担当部局とも協議させていただくこととしております。協議にあたりましては、ただいま議員からご指摘のありましたとおり、開館20周年あるいは寄贈レコード100万枚達成、まちづくりにおいては大きな節目であると存じますので、今一度冒頭申し上げましたレ・コード、「RE」の精神の再認識あるいはPRを含めて町部局とも十分に協議を深めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） よろしく願いをいたします。昨年の第2回定例会で、同僚議員が「レ・コード館20周年記念事業の概要について」一般質問した際の再質問で、前町長は「石川県金沢市にある蓄音機館を見学したが、運営の仕方によっては町内外にアピールできると実感をした。様々な提案を頂いているので十分検討したい。」と答弁をされているところでございます。前町長から、何か検討するよう提案・指示されているのでしょうか。また、指示されたとしたらどのような提案があったのか。それを実現に向けてどのように現在取り進めているのか、また、これから取り進めていくのかお聞きします。

○議長（芳住革二君） はい、山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 重ねてのご質問にお答えをいたします。まず、金沢蓄音機館でございますけれども、音楽を通じて地域文化に貢献したいと蓄音機店を営んでおりました初代の館長さんが、自らのコレクション、蓄音機540台、そしてSPレコード2万枚を金沢市が譲り受けまして、平成13年7月に開館したというふうに伺っております。前町長も金沢の蓄音機館に訪問をしたということでございまして、町長の方からは館内の様子あるいは館長自身が蓄音機に非常に造詣が深く、様々な蓄音機を使いまして音の聴き比べをするような、そういったこだわりを持ちながら館運営を行っているということを伺いました。昨年は、教育委員会が館運営の在り方について検討する年でございましたので、それに合わせまして町長の方からはやはり、教育委員会の意見を聞きながら聴かせること、見せること、ここにこだわりを持った中で今後の館運営の工夫を考えていくようにという指示を受けまして、教育委員会の実施をする事業の内容には限界も感じる部分もある訳でございますけれども、そういった部分での教育委員会の検討を参考とさせていただきな

ら、検討をしまいたところでございます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 私も現職時代、金沢蓄音機館の館長さんにレ・コード館に来ていただき、館の運営等についてアドバイスをいただいた経緯もございましたことから、退職間近の3月末に金沢蓄音機館を訪れ、館長とお会いし館の運営やレコードの活用方法等をお聞きをいたしまして、若干ではありますが職員にアドバイスをさせていただいた経緯がございます。今、教育長の答弁にもありましたけれども、この金沢蓄音機館には蓄音機先程540台ということですが、また、SPレコード約2万枚というお答弁でございますけれども、蓄音機約140台が常設され、聴き比べや蓄音機の構造等が解りやすく展示されているほか、音楽イベントも開催されております。インターネットで情報収集できる時代ではございますが、今後のレ・コード館の運営等の参考に見学する価値が十分あると思いますので、町長をはじめ関係職員等も一度は行く機会を設けてはと提案したいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） ご提案がありましたとおりですね、金沢蓄音機館へはですね機会がありましたなら、訪問あるいはさせてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長（芳住革二君） 以上で、荒木議員の一般質問を終わります。次に、堤 俊昭 議員の町名「新冠」を「にいかつぶ」ひらがな表記にの発言を許可いたします。堤議員。

○8番（堤 俊昭君） 先日の所信表明演説の際につきましては、欠席ということで大変申し訳ありませんでした。所信表明につきましては、しっかりと読ませていただきました。町民との情報共有の部分でありますとか、意見を共有するものもありますし、また、残念ながらそうでない部分もある訳でありますけれども、それら公約につきましてはまた今後じっくりと議論させていただきたいなというように考えています。町名「新冠」を「にいかつぶ」ひらがな表記に。新冠の地名は、アイヌ語のニカブを漢字表記したものであり、130年以上町民に慣れ親しんだ歴史ある地名であります。しかしながら、難読地名として取り上げられたり、特に本州の方からは正確に読まれることはほとんど無く、シンカン町やシンカムリ町と呼ばれることが多い様に思われます。私もなんと読むのですかと聞かれたこともあります。今回の提案のきっかけとなったのは、本州から当町に移住された方が、地元の友人・知人の8割が正しくニイカップ町と読むことが出来なかったとの発言でありました。町民向けの配布物にも近年、ひらがな表記の「にいかつぶ」が多くなっている様に感じています。広報にいかつぶ、にいかつぶ議会だより、にいかつぶふるさと祭り等が代表的なものかと思えます。表記に決まりは無く、それぞれ担当者の感性に任されているものだと思いますが、読みやすい、親しみやすいという思いがひらがな表記にさせているのだと思います。えりも町、新ひだか町、むかわ町、ニセコ町等も読みやすい、書きやすい、覚えやすい、親しみやすいと考え、ひらがな表記にしたのだと思われます。定

住・移住や、交流人口の増加、各種産業振興の大きな力となります。トップセールスの大きな力となってくれます。1年程かけて町民にひらがな表記の考えを知らせ、侃々諤々の意見交換をしてもらい、最終的には是非かを住民投票によって決定するとのプロセスを考えてみました。町民が主役のまちづくりの大きな一歩となる事は間違いありません。やってみようという答弁を期待しています。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 堤 俊昭 議員の町名「新冠」を「にいかっふ」ひらがな表記についてお答えをいたします。町名新冠をひらがな表記にしてはどうか、また、住民投票により是非を問うてはどうかとの貴重なご提言を頂戴し、正直なところ困惑しているのも事実ではありますが、住民参加のまちづくりの手法として、このような方法もあるのかと改めて気付かされた思いがしてございます。議員のご指摘のように、特に道外の方には新冠の町名は読みづらいとの指摘があるのも事実であり、近年読みやすさや親しみやすさを求め、名称をひらがな表記にしている市町村も見受けられます。全国1718市町村のうち、ひらがなやカタカナで表記している自治体は、全体の2.9パーセントにあたる50市町村ありますが、この中には新ひだか町やむかわ町など平成の市町村合併を機に、名称変更しているところが多い状況にあります。仮に、町名を変更する場合、条例や規則、要綱などの全てを見直す必要があることに加え、各種様式や印刷物、公共施設の表示の見直しなど少なからず町民生活に影響を及ぼすことが予想されますし、また、一定の費用が必要となりますことから、軽々に判断することは出来ないと考えますが、議員のご提言のように町民のご意見を伺うことも必要と考えております。個人的には競走馬の産地として、新しい冠の獲得に向け、日夜努力されている生産者や関係者の方々にとって新しい冠の町、新冠町は非常に縁起の良い地名と思っておりますし、私自身この地に強い自信と誇りを持ってございます。また、歴史上いつ、誰がニカブという地名に新しい冠の字をあてたかは判然としておりません。一説には、明治初期に松浦武四郎がこの地を訪れた時に名付けたとされる説もありますが、一方ではそれ以前から新冠の漢字表記があったとする説もあり、謎に包まれております。いずれにいたしましても、現在の新冠町と名付けられた先人のご苦労に思いを馳せる時、なぜ今地名を変える必要があるのかとの思いも確かにありますが、私が目指しております町民の声が活かされ、解りやすく、公平・公正で町民と行政が協同するまちづくりを進める上で、今後町民の皆さんと膝を交えながら町政を語り合う場面も考えておりますので議員からのご提言についても、町民の皆さんからご意見を伺う機会を設け、これを機に改めてふるさと新冠を見つめ直すことも考えてまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、堤議員。

○8番（堤 俊昭君） 新しい冠ということで、そういう発想もあるのかということで良い答弁をいただいたなというふうに思います。最初から中々はい、そうしますということは無理かなということは自分自身で分かっていたつもりでありますけれども、私がこのひ

らがな表記について一番最初に気に留めたのはですね、3町合併協議会というものがあった、新市募集というのがありました。私はその時サラブレッド市ということで応募をしたんですね。後で聞いた話ですけれども、10通くらいはサラブレッド市ということで応募した人がいたという話を聞きました。また同時にその後についてはですね町長のお話のとおり日本中合併協議会ということで2.9パーセントですか、私も数えてみましたがでも50程であったかなというふうに思いますけれども、やっぱり読みやすく、親しみやすいということでひらがな表記にしたということでもありますけれども、所信表明の揚げ足ではないですけれども、取るようなことで申し訳ないなという気もするんですけれども町長の所信表明の1ページ目の中段くらいにですね、トップセールスとして、ブランドとして括弧をしてひらがなでいっかぶとふうな書き方があったんですね。本当に揚げ足取りに聞こえれば申し訳ないんですけれどもね、そんなことを思いながら見ていますとですね、人間というのは顕在意識というのが1割でね、潜在意識というのが9割だそうであります。町長の気持ちもどこかにね、ひらがなのにいっかぶがいいなというように思っているのかなというふうなことも思ってですね今回の質問に繋がったという訳でありますけれども、町長もし心に手をあててですね、潜在意識がひらがなのにいっかぶがいいと言っている部分があるとすればですね、ちょっとだけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 堤議員のご指摘のとおりですね、確かに私はひらがなでいっかぶと書きました。それは自分としてはインパクトがあるなという判断をいたしましたので、そういう形をとらせていただきました。それを踏まえてお答えいたしたいというふうに思います。またちょっと繰り返す部分があるかと思いますがご勘弁願いたいと思います。町名を変更するにあたりましては、行政における見直し作業もありますけれども、町民の皆様さん方にも大きな影響を与える問題であると考えてございます。例えば、個人の持っている運転免許証など資格の住所、固定資産における登記の住所、更には法人登記の住所など町民の皆様方に及ぼす影響は計り知れないものがあるのではないかと考えておりますので、ご提言も踏まえ町民の方々からご意見を伺うことが肝要であると考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）以上で、堤議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

（休憩 11時00分）

（再開 11時 5分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に、武藤 勝罔 議員の「町長の所信表明について」の発言を許可いたします。武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 3番武藤です。同僚議員と質問だぶる点がありますけれども、なる

べく重ならないようにお伺いしたいと思います。まず1点目は、町長の所信表明について伺います。所信表明を聞きまして積極的な施策が述べられており、国保診療所の有床化、生鮮食料品等の買い物対策、給食費の無料化などについては一刻も早い実現に努力をいただきたいと思っております。所信表明で、8点程施策等述べられておりますけれども、その中で6点目に「開かれた行政」が述べられております。これも先程同僚議員からもありましたけれども、具体的に一見聞いたら分かりやすいあれなんですけど、若干抽象的な言葉ですので具体的な中身について伺います。町長の選挙戦中に出されたものを見ますと、この開かれた行政の中身は「町民の声が活かされる町政」、あるいは「分かりやすく公平公正な町政」、あるいは「町民と行政の協働のまちづくり」、こういうことを意味しているのかと思っておりますけれども、町長の考えを伺います。それから2点目ですけれども、今回の町長選挙では、マスコミも報道しているようにJR日高線の復旧についてはあまり論争されませんでした。そこで町長の基本認識を伺いますが、この前行政報告であったように、現在沿線自治体で新組織を立ち上げて12月までに結論を出したいというように取り組んでおりますけれども、現時点では「全線復旧を求めていく」という方向に変わりないと思っておりますけれども、町長はこの点を踏襲されていくのかどうか伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武藤 勝因 議員の「町長の所信表明について」お答えいたします。ご質問のありました1点目の開かれた町政についてでございますが、安心・安全に暮らせるまちづくり、と言う観点では町民も行政も想いは同じだと思っております。町は平成に入りまちづくり、まちおこしとして各種事業に取り組んできましたが、各プロジェクトにおいて、主に行政主導型で進められてきており、より良いまちづくりを行っていくためには情報の共有化を図り、町民の皆さんとともに考え行動し、協力してまちづくりを進めることが肝要と考えております。所信表明でも述べさせていただいておりますが、町民との対話を大切にする行政として向う5年、10年間のまちづくり、まちおこし事業のため町民組織の設置や町政懇談会の実施をはじめ、町民が第一という精神のもと、これから町が取り組もうとする政策や取り組んでいる政策等の情報公開にも努めてまいりたいと考えており、具体的な方法については今後十分な検討・協議を進めますが政策の何が課題なのか、何を解決すべきなのか、どのような政策を展開すべきなのか、町民からの意見、要望に真摯に耳を傾け、政策や事業に反映させてまいります。そのためには、町民の声が活かされる行政、分かりやすく公平公正な町政、町民と行政の協働のまちづくりの3つの基本姿勢を肝に銘じ、全力で取り組む所存でございます。ご質問の2点目。JR日高線につきましては、行政報告でも触れている部分ですが、2月18日に開催されたJR日高線沿線自治体協議会において、JR北海道からJR日高線の復旧断念並びにバス等への転換に向けた協議開始のお願いの提示があったところですが、日高町村会の町長会議において今後ともJR日高線の復旧を断念することなく、復旧に向けて取り組みを行っていくことを確認した上で、3月25日に開催された協議会において、同様の趣旨に合わせて路線存続の取り

組みとしてＪＲ北海道から提案のありましたバス等への転換に鑑み、管内地域公共交通ネットワーク全体の在り方においてデュアル・モード・ビーグルの導入等の可能性を調査、検討することとし、バス転換については承諾した訳ではないことを書面に明記し日高町村会としてＪＲ北海道に回答しております。デュアル・モード・ビーグル等の導入の可能性を調査、検討する新たな組織として、ＪＲ日高線沿線地域の公共交通に関する調査検討協議会を設置し、本年１２月に調査検討結果報告書の公表を目指し作業を進めてまいりますが、いずれにいたしましても沿線自治体による一体となった取り組みが重要と考えており、先程も申し上げましたとおり管内７町長でＪＲ日高線の復旧を断念することなく、復旧に向けて取り組みを行っていくことが確認されており、私も全線復旧を求めていくという基本姿勢に変わりはありませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○３番（武藤勝因君） １点目の開かれた行政に関わってですけれども、詰まるところ私の受け止め方は町民との対話を大切にし、人の話をよく聞いていくということに尽きるのではないかと受け止めました。今日午後から審議されます補正予算を見て、私率直に思ったのは町長が公約で述べられたことは一つも計上されていなかったもので、おやっと思ったんですけれども、具体的に診療所や買い物対策、それから給食費、これらは大きい問題ですからすぐ計上はされないかと予測してましたけども、例えば町長は何点か述べられていた各種健診の無料化だとか温泉無料入浴券、７５歳を７０歳に引き下げて現在の１２枚から３６枚に増やすということだとか、それから教育子育て支援の関係では高校生の通学費等の支援あるいは誕生祝金の贈呈、出産時緊急ハイヤーの助成、これらについては計上できるのではないかなと思ったんですけれども、今話を聞いて政策を展開していく上で人の話をよく聞いて調査を進めていくとそういう姿勢の表れだということで午後からの補正予算みていいか、その点答弁をお願いしたいと思います。それから２点目のＪＲの問題なんですけれども、町長は所信表明の中で町を存続するには一定の人口が必要になりますと述べております。私３月の定例会で、町長辞職されてましたからいませんでしたけども、このＪＲの問題で、鉄道無くして町の発展はないというふうに意見言いましたけれども、そういう点で町の存続、一定の人口確保のためには鉄道がどうしても必要と思いますけれども、その点についての町長の見解を伺います。それからもう１点は、この前町長になって初めての行政報告でありましたけれども、国交省交渉やりましたね５月１１日ですか、その時の率直な感触というか受け止め方を聞かせていただきたいと思います。以上です。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長

○町長（鳴海修司君） １点目のご質問のお答えですが、先程の長浜議員の答弁にもございましたように、時間のかかるもの、短期間でできるもの、即座にできるものそれぞれあると思っております。６月の補正につきましては、骨格予算といえども１年の流れとして大体のものが計画、計上されてございます。そういった中で政策予算につきましては、私になってから決めるということになっておりますが、そういった中で新年度の積み残しの

部分を計上しているということでご理解をいただきたいというふうに思います。また、公約の中でも即座にできるものにつきましては、9月の補正で対応してまいりたいというふうに考えてございますので、併せて理解いただきたいというふうに思います。2点目のJRの存続でございますが、これは先程の答弁とも重なりますが私自体もJRの存続というものを願っておりますし、これによって定住・移住がなされてくれば、それが効果として挙がるものだというふうにも考えてございますし、そういったことも踏まえながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。建設省いろいろと5月11日に国会議員並びに官僚のところに行ってきた私の率直な感じた意見としましては、高規格道路も進めている、奨励してお金を付けてどんどんやっている、そういった中でJRもあれもこれもというの如何なものかというような話が端々に見えるのかなというふうに率直に感じました。それは日高に住む地域の人方のことはあまりわからない、感じていないなということがその時に感じた訳でございますが、どちらにいたしましても先程申したようにこれにつきましては、管内7町長か揃って存続に向けて取り進めて行くという基本姿勢に変わりはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）引き続き「レコードの今後の活用について」の発言を許可いたします。武藤議員。

○3番（武藤勝因君） このたびレコードの収集が目標の100万枚に達し、寄贈受付は一応終了するとのことですが、今後の在り方に関わって2点伺う。一つは、今後の課題はレコードの活用だと思いますが、そのためには学芸員の配置が必要と思いますがこの点についていかがですか。2つ目は、レコード入力加速化のために、あらゆる可能性を追求しデータシステムの更新、臨時職員の増員とボランティアの募集あるいはテレワーク等の活用、これらはやっぱり早急に検討・具体化すべきと思いますがこの点についての見解を伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 武藤議員からのご質問にお答えをいたします。ご報告を申し上げますように、寄贈レコードの受付につきましては100万枚の目標が達成できましたことから、また、収蔵スペースの問題もありますことから6月8日をもって一区切りとさせていただいたところでございます。ご質問の1点目でございますレコードの収集保管、展示などを専門的に行う学芸員の配置についてのご質問でございます。レコード館はレコードの収蔵施設といたしまして、思い出や癒し、人の心を大切にするというまちづくりのコンセプトの象徴として、さらにまた、町民の様々な文化活動の拠点といたしまして、更には観光や社会教育の機能を有するというような複合的な機能を持った施設でございます。ただいま議員ご指摘のとおり、レコードのみを捉えた時に考えますと専門的な知識が必要となる一方で、レコードに特化した学芸員は存在していないというのが実情でございます。レコード館は社会教育課が運営する施設でありますので、教育的な事業を中心といたしました生涯学習施設としての施設運営に趣をおいていくべきとも教育委員

会としては考えておりますし、館運営に関しましては音響あるいは照明をはじめとする多様な施設知識も必要でなければ管理、運営はしていけないということもございます。このような状況の中から現状におきましては、学芸員の専門的な配置は考えておりません。次に2点目の、収集レコードの入力の加速化についてでございます。先程もご説明申しあげましたけれども、5月末現在の収蔵レコードのデータベース化実績数は41万9042枚、およそ242万曲を活用いたしまして、来館者のリクエスト及び検索要望にお応えしている状況でございます。レコードの保存、寄贈者ごとにデータベース化するという業務は、所蔵レコードの資料価値を高めるといふことと、当町が発信した事業の責務ということと捉えておりますので、この部分に関しましては時間をかけても継続をしていく必要があるというふうに考えております。ご指摘のように今後は、データ入力の加速化が課題でございます。昨年も所管委員会にご報告させていただいておりますけれども、加速化にあたりましてはどうしても現在のシステム機器あるいはシステムプログラムを更新あるいは改修することが必要であります。ボランティアやテレワーク等の活用もシステムの更新後でなければ取り組めないという事情もありますことから、次年度以降の予算措置に向けまして町担当部局との協議を行ってまいろうと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝朗君） 学芸員の配置の問題なんですけれども、この点についても15周年の時に同僚議員が質問しております。その時に答弁では当時の辻本教育長ですか、このように答えておられます。事業提携を行っている昭和音大での職員研修の実施と、ミュージアム紹介のガイドマニュアルの作成といった職員の専門性の向上にも鋭意努めておると。そのために、現状は専門学芸員の配置は考えていないという答弁だったんですね。多分ね私この時点では集めるのが主で、レコードの価値だとか貴重な観光資源でもあるレコードの価値、これはやっぱりね十分把握できてない、その上でそれらを活かす専門員の配置による考えがねこの時点では至っていなかった結果でないかと私は思っております。学芸員は先程話ありましたように、専門に資料の収集だとか保管、展示及び調査研究その他これに関連する事業について専門的に司る職員です。今やっぱりその100万枚収蔵して、去年も同僚議員の質問にもありましたけれどもやっぱり貴重な観光資源ということで、全国でもやっぱり有数の施設だと思うんですね。そういう中に専門の職員がいないというのはやっぱり活用しきれないと思うんですね。だから今教育課の職員が何名か関わってますけどもいろんな仕事がある訳ですし、そういう中で本当に専門的にレコードの価値を生かして活用していくという点ではやっぱり中々手が回らないと思うんですね。今後のレコードを活用していく上で、学芸員というのはやっぱり必要なあれだと思いますし、レ・コード館での学芸員の役割というのは、先程4千人ですか、全国から寄せられたあるいは町内のたくさんの方から預かった宝物だと思うんで、それを次世代に繋げていくという役割を担っていると思いますので、是非前向きに検討していただきたいと思っております。

ども、その点についてどうでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） お答えをいたします。前段ご質問ございました、前辻本教育長がお答えをさしていただいた平成23年度だったと思いますけれども、お答えをした中に昭和音大の連携、それからマニュアルの作成づくりというような答弁をさせていただいている部分につきましては私も承知をしております。ガイドがお客様のご案内をさせていただく訳でありますけれども、そのご案内に関するマニュアルにつきましては、既に取り組みを進めながら、十分でない部分も確かであろうかと存じますけれども、そういう対応をさせていただいております。それから、昭和音大の連携ということでもありますけれども、実は昭和音楽大学との交流の中におきまして、昭和音楽大学にも学芸員課程というのがございます。しかしながら、音楽大学ではありますけれども、音楽に特化した学芸員の養成ということではなくて、一般の美術館、博物館の学芸員を養成するというようなことでもございまして、中々音楽に特化した学芸員というものには結びつかなかったというような経過もございます。議員ご指摘のように、100万枚が達成できました。このものをデータベース化していくということの中に、資料価値を高めていくということは再三申し上げさせていただいている訳であります。当町にいる学芸員にも見解を伺ったところでございますけれども、まずは現在100万枚集まっているもののデータ入力作業、まだ残念ながら半分にも至っていない。このものの中に先程ご質問ありましたように、ジャズでありますとかクラシックをテーマといたしました数千枚にわたるコレクション、これ自体がレ・コード館としては大きな資料価値を持ったレコードということが言える訳でありますけれども、単体のレコードの中にどれだけの貴重なものがあるのかということも推し量っていくためにも、やはりデータ入力を一定程度加速化させた中で、現在半分以下のものを一定程度進捗をさせながらその中で専門家の方々に貴重なものがあるのか無いのかということの確認等も必要になってこようとも思いますけれども、まだ現在のところその段階にはないということでございますので、まずは入力作業を加速化させるようなことを努力しながら、そういう過程の中で議員ご指摘いただいたような内容についても検討を加えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝圀君） やっぱり今貴重な資源を生かす段階にもきてると思うんです。今年3月30日レ・コード館で馬女、競馬を愛する女性ファンを増やすということで、馬産地観光の可能性ということでパネルディスカッションありました。この中で何人か聞かれた方いらっしゃると思いますけれども、あの中で強調されていたのは地元にある資源をいかに活用するかということだと思うんですよね。そういう中で蹄鉄を利用したグッズなんかを販売したかどうかというので提起されていた訳ですけども、今回5月30日に行われた観光協会の総会ですぐそれを取り上げて、今年の4月に新規事業で蹄鉄を利用した色んな女性向けのグッズを販売するという事業を取り組むということ決めましたけれども、やっ

ぱり地元にある資源をいかに活用していくかということだと思っんですよね。そういう点で先程も言いましたように、レコード100万枚も集めて立派な施設を持っているというのは、全国でもあんまりない訳ですからそういう点でやっぱり今本当に町の資源としてのレコードをいかに活用していくか、日本でも稀な施設ですしそこに専門の学芸員がないというのはやっぱり大変残念だと思っんですよね。博物館、美術館、郷土資料館等では大体主だったところには必ず配置されておりますし、新冠でも配置するかどうかというのは今後のまちづくりの根幹にも関わるものであると思っしますので、資源を生かすかどうかそういう点では町の姿勢が問われる内容と思っしますので、是非再度になりますけれども前向きに検討していただきたいと、そういうふうに思っます。

○議長（芳住革二君） はい、山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 重ねてのご質問の中で、地元にある貴重な資源を活用しながらまちづくりに生かしていくという部分につきましては、同感でございますけれども現在教育委員会が管理運営を行っております施設の目的の中に、博物館としての調査研究という部分が中々入りこんでいっていないという状況の中で、20年間の館運営の中ではレコードを収集することに特徴を持たせた、それを根源としながらまちづくりの精神に生かしていこうという20年だったのであろうというふうに思っます。まさに、100万枚の目標を達成してこれからこの集めさせていただいたものの資料価値をという部分につきましては、これはまちづくりの観点からも教育委員会の資料の活用という観点からも考えていかなければならない、工夫をしていかなければならないことであります。繰り返しになりますけれども、教育委員会としての考え方につきましては、昨年一定程度の方針を出させていただいておりますけれども、今議員からご指摘をいただいた内容はまちづくりあるいは観光、これからのまちづくりというような観点での視点も必要な部分もありますので、そういった意味も含めまして今年度町部局と教育委員会との協議を深めていこうという計画をしておりますので、そういう協議過程、また改めまして所管委員会を通じながら議員の皆様方にもご報告し、ご助言を賜りたいというふうに考えておりますので、今後の検討を継続していくというようなことで理解を賜りたいというふうに思っます。

○議長（芳住革二君） 引き続き、教育問題についての発言を許可いたします。武藤議員。

○3番（武藤勝罔君） 3点目、教育問題で2点伺います。まず1つは、教育勅語です。私同僚議員の中で最年長ですし、多分皆さん含めて最年長だと思います。私生まれたのは昭和18年で小学校へ入学したのは昭和25年です。この教育勅語は、戦争に反省から衆議院、参議院で失効排除決議がなされたのが昭和23年です。ですから、私も含めて皆さんもこの教育勅語以後の世代、今の憲法、教育基本法の中で育ってきた人間なんですけれども、私務めてよく先輩から聞かされたのは、とにかく教育勅語は大変苦勞したと。そんなに長文ではないのですけれども、とにかく暗記させられて要するに途中でしくじったら往復びんた、竹刀で殴られたと、そういう経験がね多く聞かされたんですけれども、そういう点から言ったら多分今の町内でも80歳以上の高齢者の中には、今でも教育勅語をす

らすら言える人が何人かおられると思うんですよ。それくらい厳しく教えられたということなんです。私小学校時代過ぎてわからなかったことが一つあります。どこの学校も大体あったんですけれども、体育館の講堂の真ん中に出窓みないなものがあって観音開きで開けるような施設があったんですけれども、先生も教えてくれなかったし同級生でも話題にならなかったんですけれども、これは何なのかなとずっと思っていたんですけれども後であれがいわゆる奉安殿という建物だったんです。それに結局置いてあったのが天皇、皇后両陛下の写真と教育勅語が置いてあったという建物だったんです。今の国会の論議見ても例えば稲田防衛大臣なんかは教育勅語にも夫婦仲良くだとか、兄弟仲良くだとか現代にも通ずる道徳、良い面があると述べておりますけれども、しかしこの教育勅語の核心的な部分というのは、「一旦緩急アレハ」という一節なんです。要するに何か事があった場合には天皇陛下、国家に命を投げ出す、そういう精神ですからね。どこから見ても今の憲法や教育基本法に合わないというのがはっきりしてますから、是非道徳だとかそういう教材として使うことは憲法や教育基本法に反するものであり、教育現場に持ち込むべきではないと思いますけれども、その点についての見解を伺います。それから2点目は、教員の長時間労働について伺います。これも昨年同僚議員からも質問ありました。そして、事態は1年前よりデータの発表からいっても長時間労働が増えているという深刻な事態だと思うんです。文部科学省が中央教育審議会にこの教員の長時間労働について改善の何かないかということで諮問したようですけれども、新冠での文部科学省の調査での結果はどうなっているか。その報告をお願いしたいと思います。また、中学校での部活動指導の時間、それと今年の4月から中学校での部活指導員の配置というのはこれ発足した訳ですけども、その現状と今後の取り組みについて伺います。

○議長（芳住革二君） はい、山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 武藤議員からのご質問にお答えをいたします。はじめに、教育勅語を道徳の授業において教材として使用することに関しての見解についてでございます。ご承知のとおり、道徳の教科化は児童、生徒に生きる力を育むことを目指しまして、問題解決のために必要な思考力、判断力、表現力の能力を育んでいくために道徳化を要として学校の教育活動全体を通じて行うものとされておまして、本年度において教科書の選定が行われることになっております。当町におきましても、来年4月からの実施に向けまして児童、生徒の発達段階に応じながら教科書を中心に適切な教育が展開できるように各校において取り組みを進めているところでございます。ご質問の教育勅語の教材への活用についてでございますけれども、議員ご指摘のように国は教育勅語の教材使用というものを憲法あるいは教育基本法に反しない形で認めるというようなことを閣議決定しております。このことは、その判断については市町村教育委員会に委ねられたことでもあると感じております。教育勅語の内容には、ただいまご質問にもございましたけれども、確かに道徳心を育むような内容も含まれているとは存じますけれども、昭和23年に衆参両院で議決されました教育勅語の排除あるいは失効に関する決議あるいは評価等を総合的に勘案した時

に、市町村教育委員会に委ねられたこの判断は非常に難しいものであるというふうに感じております。このようなことから、これまでも当町各小学校におきましては教育勅語を教材として使用しておりませんし、道徳の教科化の合わせてこの教育勅語を教材として使用することは考えておりません。次に、教員の長時間労働についてのご質問にお答えします。昨年第2回定例会でも同様のご質問にお答えをしておりますが、まず議員ご指摘の文部科学省が行いました勤務実態調査でございますけれども、全国約800校の小中学校に勤務する教職員を対象とした抽出の調査でございますが、残念ながら当町の小中学校は対象とはなっておりませんでした。従いまして、この調査結果に当町の現状は反映されておられませんのでご了承をお願いしたいというふうに思います。なお、昨年この発表を受けまして、新冠町においても教員の实態調査に基づいた、当町の各小中学校の実態を聞き取りにより調査しております。その結果、1日あたりの時間外勤務数、勤務時間につきましては、総体といたしまして全国調査と同程度あるいはちょっと短い程度の勤務実態でありました。このような確認を受けまして、教員の長時間労働に関わる軽減に向けまして、昨年からは定時退庁日及び超勤の縮減強化月間を設定あるいは会議を短縮化するなど、昨年度より取り組んでまいってきたところでございますけれども、さらに改善を図る必要があるというふうに判断をしております。本年度道教委の方から通知のありました教職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取組というものを直ちに各学校に通知をさせていただきながら、積極的に取り入れていただけるような指導を行っております。引き続き校長会とも連携を図りながら、勤務環境の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。次に、中学校における部活動の時間についてでございますが、新冠中学校では通常日いわゆる平日におきましては、放課後2時間から3時間程度の時間で部活の活動が終わるよう活動内容を工夫した取り組みを行っております。また、月曜日、木曜日、更には定期試験一週間前には基本的に部活動を休養日とすること。また、休日の活動においては半日程度の日程で効果的な活動を行えるというような工夫をするなど、改善に向けた取り組みを進めているところでございます。次に、中学校における部活動指導員の活用に関してのご質問でございます。本年4月1日学校教育法施行規則が改正されまして、中学校の部活動における技術的指導に従事する部活動指導員が位置付けされております。このことは、特に運動部活動の顧問のうち、その競技経験が無い教員が非常に多いこと、更には部活動が原因となる中学校教員の勤務時間の増加、これに対応するための改正でございます。この部活動指導員は、校長の監督を受けまして学校の教育計画に基づいた部活動の指導にあたることができまして、技術指導の他遠征の引率も可能となりますことから、教員の勤務負担の軽減は勿論、専門的知識を持った方に部活動を担当していただけるということで、中学生の技術の向上の面においても非常に有益なものであるというふうに捉えております。これまでも、部活動には地域の方々が外部指導者として技術指導していただいた経緯がございますけれども、事故あるいは責任の所在が不明確ということから生徒の大会引率が出来ない状況でありました。しかし、今回の改正によりまして大会の主催者であります中体連あるいは高

体連、高野連などにおきましても、この部活動指導者の位置付けを明確化する改正が進められるものというふうに考えております。町教育委員会といたしましても、地域の方々が部活動指導員として中学生の部活動に関わっていただくということは、今後運営しようとするコミュニティスクールの考えからも必要であるという認識をしておりますので、今後体育協会あるいは少年団指導者等とも相談をさせていただきながら、体制整備に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、武藤議員。

○3番（武藤勝因君） 今答弁いただきまして、確かに教育問題、教員の長時間労働の解消というのは大部分が国の政策に関わる問題ですから、定数を減らすだとか1学級あたりの人数を減らすだとかそういうのが関わってきて大変町独自でやるというのは限られている訳ですけれども、そういう中でも新冠の場合、この前も行政報告でもありましたように朝日小学校の複式解消で独自にやったものだとか色々な面やられて大変ありがたく思っておりますけれども、長時間労働というのは結局教員ばかりではないと思うんですね。教員も大変なんです、子どもに影響がいくということで、先生方忙しくて翌日の授業時間の準備も出来ないだとかあるいは休み時間も子ども達の点数付けで子ども達と一緒に遊べないだとか、そういう点が出てくれば子どもばかりでなくて子どもの成長にも影響がある訳ですから、この部活動指導員は新冠みたいな地域では中々人数も少ないということで大変だとは思いますが、色々なあらゆる可能性と言いますかそういう点で是非今後ともなるべく教員の、やっぱり異常だと思うんですね。小学校の教員の3割、中学校教員の6割が過労死寸前というのはどう見ても異常ですから、そういう点の解消でより一層のご努力とかそういう点でお願いしたいと思えます。

○議長（芳住革二君） はい、山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） お答えをいたします。議員ご指摘のように教員の皆さん方の勤務時間が長期化することによって、ひいてはそれが教育現場、子どもに影響を及ぼすということが一番懸念される訳でございますし、何よりも教員の皆さん方の健康が第一でありますので、引き続きそこには意を用いながらということになる訳でありますけれども、これもご指摘いただいたように、市町村教育委員会が調整できるあるいは指導できる範囲にも限界がございます。お陰様で各校長先生からのお話をお伺いしておりますと、当町の教員の皆さん長時間勤務になっている部分があるかと思えますけれども、現場の教育活動に支障を及ぼすようなそういうようなことは無いというふうに伺っております。地方の市町村教育委員会ができることというのは限られたものがあります。道教委あるいは文部科学省に対して地方の実情あるいは要望としてそういった部分の改善というものにつきましては、私も意見を申し上げたり、お願いをしたりということはこれからも配慮していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（芳住革二君） 以上で、武藤議員の一般質問を終わります。昼食のため暫時休憩

いたします。再開は午後1時といたします。

(休憩 11時54分)

(再開 1時00分)

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。一般質問を続けます。次に、但野 裕之 議員のふるさと納税の見直しをについての発言を許可いたします。但野 議員。

○11番(但野裕之君) 11番但野裕之です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いふるさと納税の見直しをの質問をいたします。ふるさと納税は、ふるさとや地方団体の様々な取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度税制改正によって創設されました。以来、その実績は着実に伸びています。ふるさと納税を通じて寄せられた資金を子育てや教育、まちづくりなどに活用し、地域の活性化に成功している自治体が数ある中、本町の状況はどうでしょうか。勝負事のように勝ち負けで判断するのは、表現がふさわしくないと思われますが、本町はふるさと納税に関して負け組のように見受けられます。この現状に、歯がゆい思いをしているのは私だけではないと推察されます。町長も代わり、公約を実現するにも元となる財源が必要です。国からの地方交付税に依存し、限りある財源では公約実現にも限度があると思われます。ふるさと納税で成功している自治体を見れば一目瞭然、まちづくりの差が歴然としています。表現が適切ではありませんが、成功している自治体はふるさと納税を商売感覚で捉え、商魂たくましく返礼品の送付を行い、多額の寄附金を集めまちづくりに充てています。本町も勝ち組になれるよう、ふるさと納税を一から見直しを図るべきではないでしょうか。4月1日付でふるさと納税の返礼品の送付等について総務大臣は通知を行っています。各地方自治体が、独自の取り組みとして行っている返礼品の送付において、最近地方団体間の競争が過熱し、一部の地方団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がされていて、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付される状況が続けば、制度全体に対する国民の信頼を損なうほか、他の地方団体に対しても好ましくない影響を及ぼすことが懸念されることから、良識ある対応を求めたものです。この通知を受け本町も見直しをするものと思われます。これを機に送付件数と寄附金の呼び込みを図るべきではないでしょうか。本町は、指定寄附として使い道を指定し、返礼品額を1万円と2万円の2コースとしていますが、上士幌町を例にとれば、指定寄附金以外に使い道を町にお任せするということもあり、各事業に幅広く充てられています。また、返礼品額も5000円から50万円までとなっています。本町も上士幌町のように指定寄附金以外に使い道町にお任せも取り入れ、返礼品額も幅を持たせるべきではないでしょうか。当然返礼品の見直しも必要です。本町の返礼品となっているオーストラリア産のジンギスカンセットは言語道断。返礼品は新冠町らしい独自性のある魅力的なものを厳選すべきです。ふるさと

と納税を観光協会など民間に委託している自治体も数多くあります。本町も、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合、返礼品提供事業者などと連携を取りながら、返礼品を精査、厳選した中で拡充していくべきと考えます。ふるさと納税の窓口業務を観光協会に委託するなど、全般的に再構築を図り、貴重な財源確保で思いやりと笑顔に溢れた新冠を実現すべきではないでしょうか。町長の考えを伺います。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野 裕之 議員のふるさと納税の見直しについてお答えいたします。ふるさと納税は、ご承知のとおり自分が応援したい自治体に寄付をすることにより、自己負担の2000円を差し引いた金額が、所得税と住民税から減額される制度で都市部に集中する税収を地方へ配分し、地域活性化に繋げる狙いをもって平成20年にスタートしておりますが、多くの自治体が返礼に特産品を送り始めてから利用が急増し、東日本大震災や熊本地震では被災自治体への義援金として使われるなどしております。当町においても、当初寄附をされた方の関係を深めるため感謝状を送付しておりましたが、平成25年度に総務省が行った調査により、約5割の自治体の特産品を送付し一定の効果を得ているとの結果を受け、当町においても平成26年度から返礼品を送りはじめ、その結果3834件、4682万9000円の実績を挙げ、翌27年度には7625件、8927万1000円とほぼ2倍近い実績となったところでありますが、昨年度は主力返礼品である鮭やいくらが品薄となったことに加え、熊本地震の影響により3063件、3802万2000円と大幅に減少しております。また、最近ではマスコミ等でも取り上げておりますように、高額返礼品により本来自治体を応援するという趣旨から大きく逸脱し、高額返礼品を求める傾向が続いており、本年4月には寄附額の3割以内に収めるよう総務省から通知があり、当町においても6月11日から3割以内に収めるため、寄附設定額や返礼品を見直したところであります。この結果、今月16日現在の数字ではありますが、前年同期対比110件、137万5000円の大幅な減少となっており、議員ご指摘のように地方交付税に依存している当町の財源にとって、ふるさと納税による寄附金収入の減少は少なからず影響があるものと考えております。このふるさと納税のメリットは、単に寄附金による収入が増えるだけでなく、自治体の知名度のアップや地場産品の開発、生産の意欲の向上など様々な効果が期待できるものでありますので、さらに魅力ある返礼品の開拓が必要と考えておりますが、現時点では有効な打開策は見いだせていないのが実態にあります。議員のご提言にありますように、観光協会へ業務委託する方法も一つであり、全国的には3割近い自治体が代行業者に業務を委託している実態もありますが、寄附をされた方との関係性を重視し、親切丁寧でかつきめ細やかな対応が必要との判断から、当町においては制度開始から行政が窓口となり、寄附者や業者と直接対応しており今後においても継続してまいりたいと考えておりますが、より良い返礼品の開発など観光協会をはじめ関係者と協議しながら進めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） それでは再質問いたします。2016年のふるさと納税額が約33億円で、全道1位になった根室市は今年7月24日に寄付金の使い方を考えるふるさと納税サミットin根室を開催することを決定しています。寄附額が全国上位で使い方に工夫を凝らしている自治体が報告し合うことで、制度の健全な発展を図るのを狙っています。寄付金を伝統文化振興に役立てている山形県天童市、産業振興に生かしている長崎県平戸市、子育てや教育に活用している上士幌町、少子対策や漁業振興に使っている根室市の事例報告や、講演会を予定しています。このサミットに当町も担当職員を派遣し、本町のふるさと納税の再構築の参考にすべきと考えます。サミットへの派遣をするのか否かを伺います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） お答えいたします。今のところ、ふるさと納税サミットの開催については新聞報道のみの情報でありますことから、根室市から案内が届き次第内容を確認の上、参加について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（芳住革二君） 再々質問ございますか。（なしの声あり）引き続き、道みんの日についての発言を許可いたします。但野議員。

○11番（但野裕之君） それでは通告に従い、道みんの日について質問いたします。高橋はるみ知事は、5月26日の定例記者会見で、3月定例道議会で制定された7月17日の「北海道みんなの日」（愛称道みんの日）をPRしました。北海道みんなの日条令は第1条で、道民が縄文文化の歴史、開拓の歴史など北海道のこれまでの歴史、北海道の持つ豊かな自然及び風土並びにこれらの中で培われた北海道の文化、産業等についての理解及び関心を深め、北海道の価値を改めて認識し道民であることを誇りに思う心を育むことにより、将来にわたり自主及び自立の精神に基づき一体となって、より豊かな北海道を築くことを期すとともに、道外において北海道の価値が広く認識される契機となることを期する日として道民の日を設けるとしてあります。7月17日は、1869年（明治2年）に松浦武四郎が明治政府に「北加伊道」（ほっかいどう）の名称を提案した日であります。松浦武四郎は、江戸時代の終わりから明治にかけて活躍した探検家で、6度にわたる蝦夷地の探査を通じてアイヌの人々と交流を深め、蝦夷地の詳細な記録を数多く残し、蝦夷地のことに詳しい第一人者として明治政府の一員となり明治政府に対し、蝦夷地に変わる新たな名称として北海道の元となった6つの案を提案し、最終的に同年8月15日に大政官布告によって現在の北海道と命名されました。その年から数えて、来年2018年には北海道と命名されてから150年目の節目を迎えます。7月17日当日は、道議会議場で記念式典を行うほか、博物館や美術館など28の道立施設を無料開放する計画をしています。7月からは、道内の小中学校でも北海道にゆかりのある偉人について学ぶ授業も実施するとしています。また、知事は道みんの日をより多くの人に知ってもらうため、道内のプロスポーツチーム、アスリートの方々に協力してもらいPR動画も作成し、各所で情報発信し、

しっかりアピールしていきたいと強調し道民が北海道の歴史や風土・文化・産業などについて、理解や関心を深め、その再認識する日になればと発言しました。知事の道みんの日に対する強い想いが感じられることから、道内の市町村に対してそれなりの働きかけがあると思われま。同条例の第2条で、道は道民みんなの日を広く付与させるため道民みんなの日を中心として、その趣旨にふさわしい記念行事の開催、その他事業を行うものとするとし、同条第2項で、道は道民及び市町村その他の団体に対し、記念事業を行うよう協力を求めるとともに、道民はもとより、道外に居住する北海道にゆかりのある者などに対し、道、市町村、その他の団体等が実施する記念事業に関する情報の提供に努めるものとする、としています。このことから、道は本町に対し何らかの協力を求めていると思われま。そのことに対し、町はどのように対応するのか。また、他の自治体の道みんの日に対する動きはあるのか。本町の道みんの日に対する考え方を伺いま。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野 裕之 議員の道みんの日についてお答えいたしま。北海道みんなの日は、本年3月に開催された北海道議会第1回定例会において、議員提案により条例が制定されたもので北海道の歴史、文化、風土を見つめ直し、北海道の価値を再認識し一体となってより豊かな北海道を築いていくことを目的に、明治2年に松浦武四郎が北海道の名称を提案されたとする7月17日を北海道みんなの日として、博物館や美術館などの道立施設の無料開放や、記念セレモニー、関係イベントの実施などが計画されております。質問にあります、町に対する働きかけや、町はどのように対応するのか、また、他町に動きはあるかとのご質問ですが、まず北海道からは平成29年3月10日付けにて日高振興局長名で通知があり、町民へのPRや普及啓発について依頼があったところがございます。また、今月に入り北海道知事より同日札幌市で開催される記念式典及びレセプションへの出席案内が届いており、私が出席する予定となっております。現在、町として北海道みんなの日に関わり、特段の事業を実施する予定はありませんが、今後町政事務委託文書等を通じたPRなどの協力をしていきたいと考えておりますし、7月中に予定されている小中学校における関連授業においても現時点で詳細は不明ですが、教育委員会と連携しながら最大限協力してまいりたいと考えております。なお、管内各町においても現在特段の事業化の動きはないと聞いておりますが、いずれにいたしましてもこの条例制定の趣旨や目的は十分理解できますので、町としても出来得る限りの協力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じま。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。（なしの声あり）以上で、但野議員の一般質問を終わります。次に、竹中 進一 議員の高齢者の運転による事故の実態と防止対策についての発言を許可いたしま。竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問いたしま。車社会となっている今日、移動のための車は無くってはならない交通手段となっておりますが、間もなく団塊の世代も大量に高齢運転者の仲間入りとなっ

てまいります。その高齢者による運転ミスの事故が多く報道されております。また、うっかりミスなどによる軽微な接触事故等は、相当頻繁に起きているのではないかと推察されます。交通安全は全ての人々が高い意識を持っていなければなりません。特に、当町も先に述べました高齢免許取得者が増えることは確実で、その対象者に対して意識の向上を図ることと、日頃の交通事故予防意識の向上のため、自らが運転技術のレベルを把握して事故等対策を推し進めるための方策についてお伺いいたします。当町の近年における高齢運転者による事故等の実態はどのようなになっているのでしょうか。具体的な件数等が把握できておりましたらお伺いいたします。また、以前に同僚議員から一般質問のございました高齢者の運転免許返納について、近年の返納件数についても把握できておりましたらお伺いいたします。運転免許の返納は、自由に移動できる手段が奪われる訳ですから中々簡単ではないと思います。特に、市街地から遠い遠隔地域に暮らしている人々は、高齢世帯となっても慣れ親しんだ地を中々離れ難く、やむを得ない状況で無い限り居を移すことは少ない訳で、免許と車があれば行きたいところに行きたい時に自由に出かけ、田舎暮らしを続ける訳ですから、自主的に免許を返納するということは更に重大な決意がいる訳です。多くは危なっかしい運転をする家族の強い勧めによって返納される場合が多いようですが、本人にとっては取り上げられた感のする場合が多いようです。そこで、自主返納された方へ地域によっては運転経歴証明書を申請することによって、バス、鉄道、タクシー等公共機関の運賃割引や、宿泊、温泉施設の割引、商品の割引、更には購入した商品の無料配達など色々知恵を絞って実施されている自治体もあるようです。当町としては、コミュニティバスや西新冠地区の予約制乗合バスもあり、近隣町と比較いたしましても恵まれた政策がとられてはおりますが、今後新たな政策も考えることはできないでしょうか。増え続ける高齢者の事故に対処するため、国も本年3月12日改正道路交通法を施行しました。これにより、高齢運転免許取得者のための政策がなお一層推進されることとなりますが、当町も運転者自身による運転能力の把握と安全意識喚起のため、研修やシミュレーターの体験等に補助するなどして安全運転を更に勧奨いたす考えはないでしょうか。最近、車自体のAI化、IOT化が進んできており、安全な車づくりのため世界中のメーカーがしのぎを削っており、より安全な車が道を走ることはそう遠くないと思います。現段階では、高齢者による重大事故の多くがアクセルとブレーキの踏み間違いによる場合が多い訳ですが、この対策として既成の車に後付け可能な急発進防止装置や、ドライブレコーダーに組み込まれた前方衝突警告など運転支援機能の装置が市販されており、これは事故防止にかなり有効ではないかと思えます。また、新車購入の際高齢者には特にそのような安全機能の備わった車種を選定するよう推奨するとともに、いくらかの補助制度を設け交通安全を図っていくことは有効な手段だと思えますが、実施に取り組むお考えはないかお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） 答弁を許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員の、高齢者の運転による事故の実態と防止対策につ

いてお答えいたします。近年、高齢運転者による交通事故は年々発生件数が増加していること及び複数の人を巻き込む重大事故を引き起こすという事件も起きていることから、社会問題の一つとして位置づけられつつあると認識しているところであります。現行の道路交通法では、平成21年の改正により75歳以上の高齢運転者は3年に一度の免許更新時に認知機能検査が義務付けられておりますが、検査結果が免許更新の妨げとなるものではなかったため、その実効性に疑問を抱く面もあり、そのため本年3月12日に施行された新道路交通法改正において、検査によって認知症の恐れがあるとされた場合には医師の診断が義務付けられ、診断の結果認知症と判断されたなら免許停止あるいは免許取り消しとされる法改正となっております。そこで、1点目の当町の近年における高齢運転者による事故等の実態はどのようになっているかについてですが、当町における高齢運転者による事故等の実態を北海道静内警察署に聞き取り調査しましたところ、平成24年から平成28年の5年間ににおける新冠町全体の交通事故件数が55件、そのうち65歳以上の高齢者が起こした事故件数は14件となっており、およそ25.5パーセントが高齢者による事故となっております。統計上高齢運転者による事故のうち、交通事故を起こすケースの多くが80歳以上の高齢運転者によるものですが、当町における80歳以上の人口642人のうち運転免許を持っている人の数は把握できておりませんが、今なお運転を行っている人は相当数になると認識しているところでございます。80歳以上の高齢運転者の多くの方が運転技術に支障があるとは思いませんが、自己の運転技術を見つめ直し、自主返納を考える機会が必要と考えております。次に、2点目の高齢者の運転免許返納の状況とその後の対策についてですが、当町における高齢者の運転免許返納の状況を北海道静内警察署に聞き取り調査しましたところ、平成28年における当町の65歳以上の運転免許所有者861名のうち、運転免許の返納者は3名となっているとのこととでございます。政府においても高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議を昨年11月15日に開催し、改正道路交通法の円滑な施行に万全を期すこと、そして高齢運転者の交通事故防止対策に政府一丸となって取り組んでいくために高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームを設置し、効果的な運転免許の自主返納についての取り組みを促進していくことを決定しております。このような立法面と政府の取り組みに加え、政府の方針に従い町として運転免許の自主返納に向けた取り組みが必要となった場合は、高齢運転者の事故防止には欠かせないとして実施してまいりたいと考えてございます。次に、3点目の運転者の安全意識喚起のため研修の機会を増やし、シミュレーターの体験等に補助するなどして安全運転を更に勧奨してはどうかについてですが、高齢者の方が安全運転のために自分自身の運転技術を見つめ直す機会を増やすため、研修会の開催やシミュレーターの体験等に補助してはどうかのご提案でございますが、いずれも警察が主体となるべきことでありそのサポート役として町が関わりを持つことは可能であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。次に、4点目の高齢者が運転する車に急発進防止装置の取り付けをすすめ、購入の際にも装置の付いた車をすすめるとともに、補助を行って交通安全を図ってはどうか

についてですが、運転技術を補助し安全性の向上を図るための急発進防止装置の必要性は理解しているところではございますが、現時点におきましてはこの装置の安全性、効果等について確立されていないものと認識するところであり、高齢者の事故防止との関連性も含めこれからの情勢を見守っていきたいと考えているところでございます。止めることのできない高齢者社会への進行の中にあつては、社会全体で高齢者の生活を支えることが必要であり、その整備に向け様々な施策を推進していく所存でありますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（芳住革二君） 再質問ございますか。（なしの声あり）以上で、竹中議員の一般質問を終わります。これで一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第25号 平成29年度新冠町一般会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第3 議案第25号 平成29年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔に補正項目の範ちゅうで質疑を行うようお願いいたします。事項別明細書の11ページをお開きください。歳出の1款 議会費 から質疑に入ります。1項 議会費 ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、2款 総務費 に入ります。12ページから13ページ 1項 総務管理費 ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 13ページ 4目 町有林造成管理費 で、1500万余りの計上です。久々の大掛かりな森林整備事業だと思うんですけども、説明も受けましたけれども改めてこの事業について概略を説明願いたいと思います。

○産業課長（島田和義君） お答えいたします。大規模なことではなくてですね、これは昨年度当初予算で例年実施しております人口造林、下刈り、間伐これらを予算要求していたところではございますが、道の方の予算が大幅に減額いたしました。このことがございまして、この予算の動きが29年度も同様に見込まれるということがございましたので、当初予算につきましては下刈りと造林の部分しか計上しておらず、間伐事業については予算の割り当てがあつてから6月補正で計上するというようにしてございました。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） はい、わかりました。現在どうなのでしょう、町有林の適切な伐期あるいは木材価格の相場という観点からするとどんな状況でしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 通常カラマツですと伐期は30年、トドマツですと40年ということで実施してございますけれども、町伐期計画を用いましてそれぞれ伐期を延ばしている状況でございます。森林単価につきましては、一時期は大幅に値段を下げていた時期がございまして、近年は除々にではございますが単価は上がっているという状況でございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、竹中議員。

10番（竹中進一君） 10番竹中です。同じ箇所についてお伺いいたします。これに係る費用が1534万5000円となっておりますけれども、今は間伐の列状間伐ということが主流になってきておりますが、そういった感じで間伐されるのでしょうか。そしてまた、植栽してから何年経ったものが間伐されるということか。それから、歳入の方よく見ていなかったんですけれども、売り払うということで収支はどういうふうになりますか。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） お答えいたします。1点目は、議員おっしゃるとおり列状間伐での間伐が主流となっております。間伐する際の地形の問題もございしますが、列状間伐を主体に間伐をしているというのが実態でございします。それから、間伐の時期でございしますがそれぞれの木の生育状況もございまして、それらを勘案しながら5年から10年の間に間伐をしたいということで考えてございします。それから歳入の方でございしますが、この間伐によりまして出たものについては売却をいたしまして、それについては予算としては482万1000円計上してございしますけれども、これを収入うけまして減債基金に積み立てるという予算を組んでございします。

○議長（芳住革二君） ほかに、ございせんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 5目の説明の中で、まちの不動産屋さんについては継続するも実績がないというような説明だったかと思っておりますけれども、物件があまり新冠にないのか問い合わせ等はかなりあると思うのですけれども、実績のない理由等はどのように捉えられているか。また、こういった不動産等についてはですね、さらに情報収集ですとか取り組みの充実というものが求められていると思うのですけれどもその点についてもお伺いをいたします。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 実績が今のところですね、お問い合わせ等も特にないということで予算措置はしてございせん。昨年も実績がなかった訳でございしますが、実態といたしまして例えば、それほど高くないような空き家の物件でございしますが、不動産手数料の同額を補助している訳ですけれども不動産業者におきまして、手数料分をいただいてもなかなか中古物件の場合ですね、図面を描くだとか色々な経費がかかるということで事業者において低価格の不動産物件をできれば扱いたくないような実態がありまして、実績としては使われていないというようなことでございします。この中古住宅の売買とかですね、利用促進とか販売促進につきましては、これから高齢者等多くなりまして空き家対策というのは当然必要かなという部分でございしますが、今後につきましてはまた色々内部で検討してみたいというふうに思っております。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 7目交通安全対策費の中で、18節備品購入費279万8000円車両購入費。この内容についてお伺いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） ご説明申し上げます。総務課長の予算提案説明でもあったと思いますので、繰り返しになる部分もあるかもしれませんがご了承ください。交通安全及び防犯活動に使用する公用車は、平成22年9月にJA共済連から寄贈されたものがありますが、近年度重なる故障が発生しており走行距離も12万キロを超えていることからこの度、更新を行おうというものでございます。排気量は現在使用している車と同じ1500CCを予定しております。交通安全車両でございますので、特別な付属品がございます。例えば青色回転灯、白黒塗装、アンプ、ドライブレコーダー等を装着しようというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 状況としては理解をするところですがけれども、特殊な車両になるということで装備品に費用がよりかかるということなんですよ。その青色云々という屋根に搭載してるあれを例えば、回転式の小型のこういう乗つけるものに変えとか、パトロール云々とかっていう文字とか塗装も簡単なマグネット式のものに変えとか少しでもそういう購入費の抑制というものに観点を置き変えて購入の際についてはそういった議論等も必要でないかなというふうに思うんですけれどもその点いかがなんでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） 予算要求の際に、担当の方からもう少し安価なものはないのかなっていう話はしてみました。しかし、そういった簡易的なものもあるようなんですけれども、それは耐久性に優れてなくて、頻繁に交換しなきゃいけないとかそんなような様子になるので、ある程度全道的に日高管内的に使って実績のあるような装備品を要求させていただきたいということで、この度予算要求してございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、14ページ 2項 徴税費 ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 18節備品購入費で公用車の購入ということなんですけれども、どうなんでしょう、公用車の使用状況と言いましょか管理状況と言いましょか、どういう状態になってますでしょうか。あまり使っていない公用車も見られるのかなというようなどころもあるんですけれども。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 公用車の管理は総務課で所管しておりますので私の方からお答えいたしますけれども、公用車全部で現在、町で所有しておりますのは70台ほどございます。この公用車と言いますのは、例えば牧野で使うトラクター、バス、これらも含めての70台ということであります。一般的に職員が出張等で使用できる車両は、現在27台ほど所有してございます。その内12台くらいはですね、軽自動車ということで税務課賦課徴収に使用する車、保健福祉課保健師等が使用する車というようなことで、それぞれ役割を持ちながらですね配置をしてございます。実際、今回購入するのは廃車に伴う更新

ということでもありますので、できれば現有車両の中でやりくりがつかないかということで、色々と調整してみましたけれども現時点においてやはり不足の状態があるということでもありますので、今回については更新をさせていただくという予算措置をしてございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 説明を理解しました。現状使われていない公用車はないという理解でいいんでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） そのとおりであります。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、15ページ 3項 戸籍住民基本台帳費 ありませんか。ないようですので、3款 民生費 に入ります。16ページから17ページ 1項 社会福祉費 ありませんか。はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） 2番椎名です。4目の地域包括支援センター費ですけれども、19節認知症のカフェ運営補助金についてちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴 寧君） 認知症カフェ運営事業補助金40万円についてになるうかと思いますが、提案説明でも説明した部分と重複するかもしれませんがお許しください。まず、認知症カフェの位置づけとなりますが、平成27年度の介護保険法改正におきまして新たなメニューとして加わったものでございますが、市町村が実施することとされる地域支援事業というものがございまして、その中に、地域包括支援センターの設置・運営を行ってきた包括的支援事業というものがございまして、そこに新たに今回提案した認知症カフェの部分が盛り込まれたこととなります。認知症カフェの運営ということにつきましては、詳しく言うと認知症地域ケア向上事業という事業名になりますけど取り組みの内容ですが、認知症の地域支援推進員を配置し認知症にやさしい地域づくりを目指し、認知症サポーター養成講座の実施や認知症その他家族の集まる場所づくりの支援をするという部分のこの場所づくりの部分が認知症カフェということでございます。カフェの目的でございますが、認知症の方やその家族、地域住民等が気軽に集える場として定期的に交流会等を開催することをもって、認知症の方やその家族の孤立を防ぐとともに地域住民に対する認知症の正しい理解を啓蒙する活動拠点ということでございます。実施の内容についてですが、例でございますけど茶菓の提供であったり、料理等を皆で行ったり、レクレーションを行って情報交換、さらに講師を呼んで講演会を開催するというような内容になってございます。次に、運営主体でございますが、次に掲げる要件を満たす団体に補助するということです。1点目は10人以上が集える拠点を設けること、2点目、概ね2カ月に1回以上1回につき2時間以上の開催をすること、3点目、認知症サポーター養成講座を受講した者を配置すること、最後に4点目でございますが、認知症地域支援推進員と連携を図ることということでございます。補助対象につきましては、そのカフェの運営に係る講師謝礼や消耗品、食糧費の一部、通信費や会場使用料等に充てることとしております。補助金

額といたしましては、補助金額を1回に対し3万円を上限としまして、当初にカフェの運営のためにかかる新規の初動経費として10万円ということでございます。1回の3万円を6月から10回分の30万円と、初動経費10万円ということで合わせまして40万円の補正予算要求したところでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 同じことを聞こうと思ったんですけれども、ちょっと視点を変えてお聞きします。先日、ある新聞にですね認知症の前段階と言われる軽度認知症、認知障害MC Iと、この高齢住民を4年間追跡調査したところ14パーセントが認知症に進んだ一方、46パーセントは正常に戻ったとの結果が国立長寿医療研究センターの研究班がまとめたという記事が載っておりました。認知症が進行すると、当然社会生活や日常生活にも影響が出て来る訳ですけれども、この事業がですね運営する事業所と連携して目的を達成することに期待をすることでございますが、その意気込みについてお聞きをいたしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴 寧君） 今のご質問でございますが、認知症におけるなるべく初期段階で発見して、なるべくそれを遅らせるという取り組みかということで、ご回答いたしますが、ただいま補正予算で提案いたしました認知症カフェの事業別にですね認知症のケア向上事業ということでもう一つメニューということで認知症しき集中支援事業をいうものがございます。これは、認知症の方をできるだけ早く発見し、できるだけ早く対応し認知症の専門医のサポートを得ながら然るべき医療機関であったり、そういうところに繋げるという事業でございます。これは、昨年度から実施してまして本年度当初予算につきましてサポーター養成講座の研修費用等予算要求させていただきましたが、このチームにつきましては本年2月にですね国保診療所の医師をサポート医として、新冠町の地域包括医療ケア推進チームのチーム員といたしまして、チームを2月に作ったところでございます。これは、本年2月10日の町政事務委託文書でも若干ご紹介はいたしているところではございますが、実績といたしましては、チームは設置しておりますがただいま一件対象者がおりましてその早期受診に向けて、まだ受診に繋がっておりませんが努力しているところでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 16ページ13節障害者福祉システム改修ということですが、これは障害を持った方々にとってはどのように有効かつ有益なシステムということなのでしょう。

○議長（芳住革二君） はい、鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴 寧君） 16ページ13節ということで、障害者福祉システム一部改修委託料21万6000円ということで、ご回答いたします。これにつきましては、障害者総合支援法の改正におきまして今年度新たにですね、福祉介護職員処遇改善加算と

いう事業所の加算が法改正になりました。この加算のことを直すシステム、町で持っております総合システムということで、障害者の情報だとか給付の管理だとか手帳の発行しているシステムでございます。そのシステムの加算の関係を改修する委託料ということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、同ページ 2項 老人福祉費 ありませんか。ないようですので、4款 衛生費 に入ります。18ページ 1項 保健衛生費 ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 環境衛生費3目、もう終わっていたのかなと思いましたがけれどもPCB廃棄物処理ということで、町民センターという説明がありましたけれども今回で全ての処理が終了するという事なのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、坂東町民生活課長。

○町民生活課長（坂東桂治君） このたび、発注に向けて当初予算で町民センターの高圧充電設備改修工事を実施することを議会で承認していただいて、その工事の発注に向けて詳細設計を行っている中で今回の場所が判明した訳でございます。それについては、今予算措置このたびの議会をお願いしている訳でございますけれども、他に無いのかということで建設水道課の職員と電気保安協会の技術者の力を借りまして、町内の施設を点検して再調査してみました。そうしたところ、新冠町立国民健康保険診療所に変圧器2基と、高圧コンデンサー1基、この3基がまだPCBを含んでいる可能性がある。現在、使っているので使用している内は問題ありません。使用が終わった時点で、例えば建物の改修があるとか、法律で謳われている平成39年までには全部改修しなきゃいけないので、平成39年までには法に則ってこの3基は処分・処理しなければいけません。その前に、これはまだわかりませんが施設の改修があるとすればその時点で改修するという事で、現在、町内には3基存在しているということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、同ページ 3項 水道費 ありませんか。ないようですので、5款 農林水産業費に入ります。19ページから20ページ、1項 農業費 ありませんか。ないようですので、21ページ 2項 林業費 ありませんか。ないようですので、同ページ 3項 水産業費 ありませんか。ないようですので、6款 商工費 に入ります。22ページ 1項 商工費 ありませんか。はい、氏家議員。

○6番（氏家良美君） 6番氏家です。19節の地域おこし協力隊活動補助金ですが、この補助金を出す時の基準等はあるのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） 基準でございますが、総務省でですね地域おこし協力隊推進要綱というものがございまして、地域おこし協力隊が活動地と同一市町村内で起業する場合にですね、一人あたり100万円を上限に交付できるという制度がございまして、それに基づきましてですね、町も要綱を制定いたしまして交付するという形を考えてございます。

- 議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、氏家議員。
- 6番（氏家良美君） この中に例えば、事業計画書だとかの提出というのは要綱に入っていますでしょうか。
- 議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。
- 企画課長（原田和人君） 事業計画書は要綱の中に定めてございます。
- 議長（芳住革二君） はい、氏家議員。
- 6番（氏家良美君） 今までの当町での地域おこし協力隊は、観光協会の職を担っていたことが多かったと思いますが、この補助金については、地域おこし協力隊は最終的に新冠町で創業して根付いてもらうことが目的でありまして、この補助金は当町での初めてのケースとなると思いますが、補助金を出して終わりということではなくて、地域おこし協力隊の期間終了後経営の助言ができる方々、例えば商工会等にも関わってもらいながら経営が安定するようにある一定程度の期間助言したり、見守ることが必要であると思いますが、そのような対応をとる考えはありますでしょうか。
- 議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。
- 企画課長（原田和人君） そういった体制は検討していきたいお思います。
- 議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、武田議員。
- 7番（武田修一君） 同じところですか。地域おこし協力隊、坊ちゃんかぼちやの取り組みと言いましょかそれを進めているところだと思えますけれども、経過、見通し、現状についてお伺いしたいと思えます。
- 議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。
- 企画課長（原田和人君） 観光プロデューサーの方で坊ちゃんかぼちやの商品開発ということで、昨年から進められてございます。昨年は、坊ちゃんかぼちやですね3500個程収穫があった訳でございますが、当初、昨年は1万個くらいを目指していたということでございますが、8月の台風等々の影響もありまして1/3くらいになってしまったということでございます。今年につきましてははですね、なんとか1万個を目途にですね商品化と言うかそういった目標を持って今取り進めているところでございます。
- 議長（芳住革二君） はい、武田議員。
- 7番（武田修一君） この観光プロデューサーの方はいつまで在籍しているということでしょうか。
- 議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。
- 企画課長（原田和人君） 来年の6月まで予定がございまして。
- 議長（芳住革二君） はい、武田議員。
- 7番（武田修一君） その上に優駿浪漫街道オール日高云々あります。若干説明受けたかも知れませんが、観光客の呼び込みが主だとは思いますがけれども、どんな取り組みを考えているのかお伺いをしたいと思います。
- 議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） この優駿オール日高魅力発信事業につきましては、今年2月でございますが組織化されたものでございまして、29年度にですね高規格道路が厚賀まで開通するという見込みの中で、この開通を契機といたしまして日高地域への人の流れを拡大し、地域の活性化に繋がりたいということで組織化されたものでございまして、管内各町、商工観光、産業、報道機関等37団体で構成されているものでございます。今年度の事業といたしましては、キャンペーンロゴマークの募集だとか札幌や各町で開催される各種イベントへの出店をしてPRをしたいということと、テレビやラジオ等による情報発信、また、開通直前にはPRイベントを開通記念として行うような取り組みを考えてございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、7款 土木費 に入ります。23ページ 1項 道路橋梁費 ありませんか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。2目の11節のことについてお伺いいたします。グレーダーのエンジン漏れということでございますけれども、重機のエンジン漏れということになればかなり重症ではないかと思えますけれども、これは購入後何年くらい経過したものなのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） はい、お答えします。対象のグレーダーにつきましては、平成12年10月に登録しております。16年程度経過しております。過去にも修理をさせていただいております。そういう中で、このたび当初見込んでおりませんでしたけれどもそういう事態になりましたので今回予算をいただいて、直してまた業務の方に今動けない状態なので、この辺の修理をしたいということで今回計上させていただきました。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） グレーダーであれば除雪等で当然使われていると思うのですが、やっぱり頻繁に故障が起こるとそういう面で言えば大変不都合が生じると思うのですが、これは相当な安いものではないという理解できますけれども、そういったことを考えた時に思い切って入れ替えということも考えていかなければならないのではないかと思いますけれどもその辺はいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 先程言ったように、16年程度経過しているということで、今議員おっしゃるとおりおそらく数千万円かかります。その中で従来から折檻機械なので補助金で購入してきております。この補助金につきましても、必ずあたるということもわかりませんので、ただ、今おっしゃるようにそういう時期にきていると思いますので、課の中で協議しながら理事者とも協議していきたいと思えます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、24ページ 2項 河川費 ありませんか。ないようですので、25ページ 3項 住宅費 ありませんか。はい、椎名議員。

○2番（椎名徳次君） 2番椎名です。補助金の中ですけれども、去年まではLEDの補助金があったのですけれども、今回見ているのだけれどもちょっと見当たらないので、今年住宅というかLEDの取替えには補助金だとかはあるのか、ないのか。

○議長（芳住革二君） はい、原田企画課長。

○企画課長（原田和人君） LEDの補助制度につきましては、28年度で事業しておりますが一応5年間ということで事業が進められてきておりましたので、そういったことで今年度につきましてはこれからは制度はないということでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、但野議員。

○11番（但野裕之君） 1目住宅管理費の11節工事請負金の部分で、ふれあいタウン公園遊具更新の部分で質問いたします。この部分では、あおぞらの園児の利用が中心となるものとして遊具を更新するという説明でございましたが、次の4点質問いたします。まず1点目、あおぞらの園児が利用する頻度は。2点目、あおぞらの園児以外の地域の子ども達の利用状況はどうであるのか。3点目、新設後概ね建物の耐用年数は何年と考えているのか。そして4点目、この3点を考慮した上での費用対効果はどのように考えているのか。以上4点、ご答弁お願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） はい、お答えいたします。まず1点目ですけれども、あおぞらの関係ですけれども一応1日10程度と想定しております。2点目ですが、節婦市街地における10歳未満の子どもなんですが、一応40名ということで考えております。

○議長（芳住革二君） 暫時休憩いたします。

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 毎年点検をするという前提の中で一応20年。20年を単純に50万円程度になりますけれども、実際節婦地区におきましては、市街地におきましてはご存知のようにレ・コードパークとかになるべく統合してということで、今展開しておりますが、節婦につきましてはある程度第2の大きい市街地ということで、色々過去において保育所とかも閉鎖した中で、遊具が存在していたのですけれども今回の劣化で更新時期にきているということで、先程言った節婦市街地の子ども達とあおぞらの子ども達ということの中で、地域特性はありませんけれども今学校も無い中で市街地には1個必要だということで今回1千万弱ですけれども更新に予算を計上させていただきました。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、26ページ下水道費ありませんか。ないようですので、8款 消防費 に入ります。同ページ 1項 消防費 ありませんか。ないようですので、9款 教育費 に入ります。27ページ 1項 教育総務費 ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 13節委託料で体力向上推進事業ということで縄跳び、パフォーマンス集団を招聘してということで、非常に子ども達も喜ぶだろうなという楽しみな事業

だと思えますけれども、ドレミの子ども達それから小学生、中学生それから大人にとってもしこれが見れたら楽しみ、喜びそういうものになるかなと思えますけれどもその辺に広げてパフォーマンスを見るということは可能な考えなのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤 匡君） この事業は体力向上推進委員会というところですね、幼小中の連携の中でこういった楽しい遊び方をしながら向上に努めた方が良いのではないかとということで今回計上させていただいたところです。小学校、中学校それからドレミ園の園児それから児童生徒に声をかけながら広く行いたいと思っておりますが、やるのが平日の日中ということになりますので、中々一般の方は入ってこれないと思えますけれどもそういったことも含めてこれからなので検討していきたいというふうに考えております。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、28ページ 2項 小学校費 ありませんか。ないようですので、同ページ 3項 中学校費 ありませんか。ないようですので、29ページ 4項 認定こども園費 ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 7節賃金臨時保育士賃金ということで、説明を受けました。ドレミの子ども達の人数が増えてきているという話がありましたけれども現状を伺って保育士、正職員、臨時保育士両方の人数の現状を伺いたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤 匡君） 臨時保育教諭の人数ですけれども現在16名。今回の1名というのは、7月1日から3月31日の間1名の保育教諭が産休に入りますのでその代替えということで予算を計上しているものです。その方1名を加えまして臨時保育教諭は17名、それから正職員が13名でございますので合わせて30名ということになります。

○議長（芳住革二君） はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 4月から新しく保育士も加わってということで、4月入った頃等はそこで働いている人たちの中には大変忙しいという声が聞こえてきましたけれども、今は少しその辺は緩和されてきているということの理解で良いのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤 匡君） このたび4月1日で2名の新採用の職員をドレミ園の方に配置してございますけれども、その2名も色々研修を積み重ねまして行事の方にも慣れてきたということもありますので、そういったドレミ園一丸となって取り組んでおりますのでそういった部分では当初よりは慣れが出てきているのかなと感じているところです。

○議長（芳住革二君） はい、武田議員。

○7番（武田修一君） ドレミ園の子ども数、去年、今年それから来年にかけての推移、見込みについてお願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、工藤管理課長。

○管理課長（工藤 匡君） 現在のところ168名の園児数となっております。昨年が3月末で179名、平成27年が153名でございます。今後はですね、ちょっと資料を用

意してございませんけれども、大体同じような人数で推移するのではないかというふうに考えているところです。

○議長（芳住革二君） はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 一生懸命保育士さん達も頑張っているということで、町長にも私たちの仕事ぶりを見てほしいというような声もあります。是非、そういったところも町長には大変お忙しいと思いますけれども、足を運んでいただければなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 先般ですね、行ってまいりまして頑張っている姿を見て応援してきたところでございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。暫時休憩いたします。再開は2時30分といたします。

（休憩 2時08分）

（再開 2時30分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。先程の竹中議員の質問で、答弁修正の申し出がありましたのでこれを許します。島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 先程の質問の中で、議員さんの質問の趣旨は植栽から何年経ったものを今回間伐するののかというような趣旨のようにお聞きしましたので、その点についてお答えいたしますと、41年から50年の間の木を間伐するというところでございました。

○議長（芳住革二君） 竹中議員よろしいでしょうか。では、30ページから31ページ5項 社会教育費 ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。1目社会教育総務費の13節委託料についてお聞きいたします。昭和音楽大学ウインドシンフォニー特別公演委託料ですが、20周年記念事業で公演されるということですがけれども、この開催期日は決まっているのでしょうか。もし、決まっているのでしたら開催期日と公演内容わかる範囲でお願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、湊社会教育課長。

○社会教育課長（湊 昌行君） ご質問いただきました昭和音楽大学ウインドシンフォニー特別公演の関係でございます。このウインドシンフォニー特別公演でございますが、これは例年2月に開催しております新冠町、昭和音楽大学のパートナーシップコンサート記念事業として実施するものでございます。この昭和音楽大学ウインドシンフォニーは、2015年世界吹奏楽大会日本代表にもなっておりまして、非常にレベルの高い楽団というふうにお伺いしております。今回300万円と多額な費用を計上させていただいておりますが、今回は例年パートナーシップコンサートでは昭和音楽大学の学生十数名を招致して

おりますが、今回はよりレベルの高い迫力のある音楽演奏を20周年事業ということで町民の皆さんにお聞かせしたいということで、約40名程の大きなものを招致しようということでございます。開催日程でございますけれども、年明けの2月24日を予定してございます。内容でございますが、例年のパートナーシップコンサート、それを少しアレンジいたしまして大きなものとしましては、20周年、レ・コード館が開館から20周年を迎えたことで20周年の間に町内に根付きました文化サークル、合唱サークル等と合わせまして平成9年開館時に皆さんでお祝いしました飛翔にいかつぷを再現したいということで考えてございます。なお、今回費用の内訳でございますけれども、半分の150万円を道補助金で賄うことで予定してございます。以上でございます。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 国庫支出金地域づくり総合交付金を充当させるということなんですけれども、一般の入場料の徴収はする予定はありますか。

○議長（芳住革二君） はい、湊社会教育課長。

○社会教育課長（湊 昌行君） 入場料の関係なんですけれども、例年同様若干徴収したいという考えはあります。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので、同ページ6項 保健体育費 ありませんか。ないようですので、10款 災害復旧費 に入ります。32ページ2項 農林業施設災害復旧費 ありませんか。ないようですので、前のページに戻り8ページをお開きください。歳入に入ります。歳入はページごと一括して行います。13款 国庫支出金 14款 道支出金 ありませんか。ないようですので、9ページ15款 財産収入 17款 繰入金 18款 繰越金 19款 諸収入 ありませんか。ないようですので10ページ19款 諸収入 20款 町債 ありませんか。ないようですので、歳入歳出全般に渡ってありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより議案第25号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第26号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第4 議案第26号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入・歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。但野議員。

○11番（但野裕之君） 11番但野です。施設費の15節工事請負費の部分で質問いたします。工事費が204万2000円ということで、これは補助金が入っている事業だということで、多分いったかえったの同額の形になると思うのですが、収入の諸収入の方で1000円の誤差がございます。この1000円の誤差は何なのでしょう。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） はい、お答えします。今議員おっしゃったとおり基本的に全額補償費補助対象ということなのですが、歳入の方につきましては端数分を切り捨てる形になっておりますのでご理解願います。

○議長（芳住革二君） ほかに、ありませんか。ないようですので質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第26号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第27号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第5 議案第27号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入・歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第27号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第28号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第6 議案第28号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入・歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第28号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第29号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第7 議案第29号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入・歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を

許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第29号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第30号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第8 議案第30号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入・歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第30号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第31号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第9 議案第31号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は歳入・歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第31号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議員派遣の件

○議長(芳住革二君) 日程第10 議員派遣の件 を議題といたします。お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにご異議ございませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎日程第11 発議第2号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

○議長(芳住革二君) 日程第11 発議第2号 平成29年度北海道最低賃金改正等に

関する意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 竹中 進一 議員。

○10番（竹中進一君） 発議第2号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出内容について説明させていただきます。本意見書は、武藤 勝因 議員を賛成者として地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2号の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書 北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いている。特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46万1千人と、給与所得者の約3割に達している。また、道内の非正規労働者91万人（雇用労働者の39.7%）うち、29万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にある。労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」と合意している。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引き上げに向けた目標設定の合意を3年連続で表記した。最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。については、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、平成29年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。1 「できる限り早期に全国最低800円を確保」「平成32年までに全国平均1,000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額896円）を下回らない水準に改善すること。3 厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策をはかるよう国に対し要請すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。意見書提出関係機関は掲載のとおりです。以上が、発議第2号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書です。ご審議の上、採択くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第2号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたしま

す。これより、発議第2号について採択を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第12 発議第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第12 発議第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 竹中 進一 議員。

○10番（竹中進一君） 発議第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書の提出内容について説明させていただきます。本意見書は、武藤 勝圀 議員を賛成者として地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2号の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書 義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている。また、17年度文科省予算では、財務省が主張する「少子化による基礎定数削減に加えて加配定数の削減」に一定歯止めをかけたものの、10年間の教職員定数改善計画、29,760人（初年度分3,060人）は見送られ、「通級による指導」「外国人児童生徒等の指導」などを行う教員等の基礎定数化と加配定数による868人の増員にとどまった。連合総研の報告によると、教職員の7～8割が、厚労省の月の時間外労働過労死ライン80時間を超えていることが明らかとなっている。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題である。そのためには、働き方改革の一環である「時間外労働の上限規制」に公立学校教員を含む地方公務員も対象とすることや、義務標準法の改正を伴う抜本的な「教職員定数の改善」と「学級基準編成の制度改正」および「30人以下学級」の早期実現が必要である。OECDの発表によると、2013年度日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は3.2%と、依

然として平均の4.5%を大きく下回り、加盟33カ国中ワースト2位という状況になっている。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあるなど、日本の教育にかかわる公的支出の貧困さは明らかである。また、厚労省から発表された12年度の国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%と約6人に1人、ひとり親家庭にいたっては54.6%と2人に1人以上となっている。さらに、生活扶助費の切り下げによる就学援助制度の改悪、「高校授業料無償制度」への所得制限、家庭の貧困から教育ローンともいえる有利子の「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっている。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しており、その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2の復元、教職員定数改善など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう要請する。

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請する。
- 2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図るよう要請する。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請する。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の拡充、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請する。
- 5 働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消にむけたより実効ある対策を早期に実現するよう要請する。
- 6 高校授業料無償制度への所得制限撤廃、および、朝鮮学校の授業料無償化適用除外の撤回が実現するよう要請する。
- 7 教育諸課題の解決にむけて人材確保が重要である。子どもたちの最大の教育条件である教職員の勤務条件、給与水準を改善するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。意見書提出関係機関は掲載のとおりです。以上が、発議第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤解消と「30人以下学級」の実現、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書です。

ご審議を賜り、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第3号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、発議第3号について採択を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第13 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（芳住革二君） 日程第13 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。提出者 竹中 進一 議員。

○10番（竹中進一君） 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出内容について説明させていただきます。本意見書は、武藤 勝圀 議員を賛成者として地方自治法第99条の規定により、別紙意見書を新冠町議会会議規則第14条第2号の規定に基づき提出するものです。次ページをお開きください。地方財政の充実・強化を求める意見書 地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速している。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。また、「骨太方針2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を2020年度（平成32年度）までに倍増させるという目標が掲げられているが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できない。本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割で

ある。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものです。意見書提出関係機関は掲載のとおりです。以上が、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書です。ご審議の上、採択くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、発議第4号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を

許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより、発議第3号について採択を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第14 会議案第5号

◎日程第15 会議案第6号

○議長(芳住革二君) 日程第14 発議第5号 日程第15 会議案第6号 以上2件を一括議題といたします。総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、それぞれ会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ございませんか。(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、会議案第5号、会議案第6号は、申し出のとおり継続調査することに決定しました。

○議長(芳住革二君) ただいま、町長から議案第32号「平成29年度新冠町一般会計補正予算」が追加提出されました。お諮りいたします。申し出のありました議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。(なしの声あり) 異議なしと認めます。よって、議案第32号を追加日程第1として取り扱うことに決定いたしました。議案配布のため暫時休憩いたします。

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎追加日程第1 議案第32号 平成29年度新冠町一般会計補正予算

○議長(芳住革二君) 追加日程第1 議案第32号 平成29年度新冠町一般会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長(坂本隆二君) 議案第32号 平成29年度新冠町一般会計補正予算 について提案理由を申し上げます。次のページをお開きください。平成29年度新冠町一般会計補正予算 このたびは第2回目の補正となります。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ993万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億1761万1000円にしようとするものであります。このたびの補正は、新冠温泉のプラント内に接してあります水槽の損傷により漏水があることが判明いたしまして、この改修工事を行うための補正予算となっております。事項別明細書歳出よりご説明いたしますので、6ページをお開きください。6款 商工費 1項 商工費 2目 観光費 993万6000円の追加は、新冠温泉のプラント内に汲み上げた源泉や井戸

洗浄用水道水を溜めるため、容量24トンの3層式の水槽を設置しておりますが経年劣化により漏水が発生しておりますことから、水槽の交換工事を実施するものであります。施工にあたっては、仮設水槽を設置のうえ既設の撤去、新たな水槽の設置を行うなど営業に支障のないよう配慮しながら取り進めることとしております。歳入の説明をいたしますので、5ページをお開き願います。9款 地方交付税 1項 地方交付税 1目 地方交付税 570万3000円の追加は、特別交付税を予算化するものであります。18款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 423万3000円の追加は、前年度繰越金の留保分を予算化するものであります。以上、議案第32号 平成29年度新冠町一般会計補正予算 について提案理由を申しあげました。ご審議を賜り、提案通りご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、本案に対する質疑を行います。質疑は、歳入・歳出を一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。引き続き、討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第32号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。これをもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。お諮りいたします。会議規則第7条の規定により、平成29年第2回新冠町議会定例会を、本日で閉会いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。（異議なしの声あり） ご異議ないものと認めます。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（芳住革二君） これをもって、平成29年第2回新冠町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員